

平成30年度
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

平成29年8月
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱
第7条及び第21条に係る記載事項

平成29年8月 日
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
平成30年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し、輸送人員を前年度と比較し1%増加させるとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保・維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none">・貨客混載の実施検討・保育園・小学校・中学校での出前授業の実施・老人会等でのバスの乗り方教室の実施・地域の活性化が図られる取組の実施 <p>※詳細は「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」のとおり</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表1のとおり

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>表2のとおり</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>奈良交通(株)、京阪京都交通(株)、西日本ジェイアールバス(株) 京都交通(株)、丹後海陸交通(株)</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>表4のとおり</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運 転により移動することが困難な方が通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送るうえで欠 かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。 なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤ を設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・ 京都府・沿線自治体が一丸となり別添のとおり取組を実施し、輸送人員を前年度と比較し 1%増加させる。</p>

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表7のとおり

15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 協議会の開催状況と主な議論

平成 29 年 7 月 6 日 (木)、13 日 (木)

地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催
(生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議)

平成 29 年 8 月 日 ()

京都府生活交通対策地域協議会を開催
(地域間幹線系統確保維持計画について協議)

17. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ・ 神吉上区老人会 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 9:50~11:00
- ・ 竹野活性化委員会 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 13:15~14:00

【主な意見】

自らの運転により移動することが困難な住民が通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、今後も当該系統を確保・維持することは必要。

なお、当該系統を確保・維持するために、地域においてもバスを活用して出かける機会を増やしていくよう回覧板等で声かけを実施するので、バス事業者においてはより一層利便性を向上していただきたい。

18. 協議会メンバーの構成員

- ・ 京都府建設交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・ 京都府市長会 経済部会長
- ・ 京都府町村会 行財政部会長
- ・ 広域行政圏の協議会会長等
- ・ 京都府広域振興局長
- ・ 一般社団法人 京都府バス協会長

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱 第7条及び第21条に係る記載事項【別添】

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

①貨客混載の実施検討

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：平成30年度は、当該補助金の対象となっている全24系統において、貨物事業者との連携や郵便物、農産物等を旅客と共に輸送することについて、関係者とともに検討する。

②保育園・小学校・中学校での出前授業の検討・開催

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校等と連携し公共交通の必要性や乗り方について授業を行い、公共交通を通じ自分達の住んでいる地域の歴史、環境問題、乗車マナー、バリアフリー等を考えることで、子供達が公共交通の大切さに気づくきっかけを創出する。

③老人会等でのバスの乗り方教室の検討・開催

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：敬老会や自治会等において高齢者を対象としたバスの乗り方教室にて、交通系ICカードの使い方やスロープ等を体験していただき、バスを利用する際の不安を払拭するとともに、各自治体が発行している運転免許証自主返納支援事業や敬老乗車券事業を紹介し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

④地域の活性化が図られる取組の実施

(1) 路線バスを活用したツアーやハイキングコースの開拓

事業者：①奈良交通、②京阪京都交通、③丹後海陸交通

対象系統：①和束木津線、②神吉線、原・神吉線、③全系統

実施主体：事業者、木津川市、和束町、京都市、亀岡市、南丹市、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

取組内容：旅行会社や地域おこし協力隊、各市町が地域の方に取材等を行い、地域の魅力が伝わるツアーやハイキングコース等のプランを記載したマップやチラシを作成し、各市町及び隣接市町にて広報を行う。

(2) 宿泊施設や商業施設、飲食店等との連携

事業者：①西日本ジェイアールバス、②京都交通、③丹後海陸交通

対象系統：①高雄・京北線、②高浜線、大江線、③全系統

実施主体：事業者、京都市、舞鶴市、高浜町、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

取組内容：バスを利用して来店された方の特典（割引や粗品のプレゼント等）を設け、バスでの来店を促す。

(3) 地域のイベント広報と合わせたバスの活用周知

事業者：①京阪京都交通、②京都交通、③丹後海陸交通

対象系統：①神吉線、原・神吉線、②高浜線、大江線、夜久野線、③全系統

実施主体：事業者、京都市、亀岡市、南丹市、舞鶴市、高浜町、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

取組内容：保育園や学校の行事（絵画展、運動会、フィールドワーク等）や地域の催事をお知らせする際に、イベント開催場所の最寄りバス停を経由する系統のみで利用できるお試し乗車券を添付し、バスでの来場を促す。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例 措置
京都府	奈良交通 株式会社	(1) 和東木津線	7,374.0	
		小計	7,374	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 八田線1	12,129.5	
		(3) 神吉線1	2,289.0	
		(4) 原・神吉線1	3,303.5	
		小計	17,722	
	西日本JRバス 株式会社	(5) 園福線(桧山～園部)	6,049.0	
		(6) 園福線(福知山～桧山)	6,362.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	9,670.0	
		小計	22,081	
	京都交通 株式会社	(8) 高浜線1	1,088.0	
		(9) 大江線1	2,605.5	
		(10) 福知山線1	3,741.5	
		(11) 夜久野線1	2,126.0	
		小計	9,561	
	丹後海陸交通 株式会社	(12) 伊根線	7,826.5	
		(13) 蒲入線	9,418.0	
		(14) 経ヶ岬線2	10,056.5	
		(15) 与謝線2	2,802.0	
		(16) 峰山線3	2,041.5	
		(17) 間人線	2,561.5	
		(18) 海岸線2	7,904.5	
		(19) 間人循環線	6,882.5	
		(20) 病院線2	4,039.0	
(21) 延利線		2,558.0		
(22) 久美浜線		4,010.0		
(23) 福知山線3		6,423.5		
(24) 丹後峰山線		5,406.5		
小計	71,930			
合 計			128,668	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

31年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府	奈良交通 株式会社	(1) 和束木津線	7,371.0	
		小計	7,371	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 八田線1	12,129.5	
		(3) 神吉線1	2,289.0	
		(4) 原・神吉線1	3,303.5	
		小計	17,722	
	西日本JRバス 株式会社	(5) 園福線(桧山～園部)	6,049.0	
		(6) 園福線(福知山～桧山)	6,362.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	9,670.0	
		小計	22,081	
	京都交通 株式会社	(8) 高浜線1	1,087.5	
		(9) 大江線1	2,602.0	
		(10) 福知山線1	3,737.5	
		(11) 夜久野線1	2,125.0	
		小計	9,552	
	丹後海陸交通 株式会社	(12) 伊根線	7,816.5	
		(13) 蒲入線	9,418.0	
		(14) 経ヶ岬線2	10,056.5	
		(15) 与謝線2	2,801.0	
		(16) 峰山線3	2,041.5	
		(17) 間人線	2,559.5	
		(18) 海岸線2	7,898.5	
		(19) 間人循環線	6,882.5	
		(20) 病院線2	4,038.0	
(21) 延利線		2,558.0		
(22) 久美浜線		4,006.0		
(23) 福知山線3		6,415.5		
(24) 丹後峰山線	5,406.5			
	小計	71,898		
合 計			128,624	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

32年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府	奈良交通 株式会社	(1) 和東木津線	7,391.5	
		小計	7,391	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 八田線1	12,168.5	
		(3) 神吉線1	2,295.5	
		(4) 原・神吉線1	3,313.0	
		小計	17,777	
	西日本JRバス 株式会社	(5) 園福線(桧山～園部)	6,065.5	
		(6) 園福線(福知山～桧山)	6,380.0	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	9,696.5	
		小計	22,142	
	京都交通 株式会社	(8) 高浜線1	1,089.5	
		(9) 大江線1	2,603.5	
		(10) 福知山線1	3,789.0	
		(11) 夜久野線1	2,129.5	
		小計	9,611	
	丹後海陸交通 株式会社	(12) 伊根線	7,944.0	
		(13) 蒲入線	9,444.0	
		(14) 経ヶ岬線2	10,084.0	
		(15) 与謝線2	2,807.0	
		(16) 峰山線3	2,047.0	
		(17) 間人線	2,610.5	
		(18) 海岸線2	7,910.5	
		(19) 間人循環線	6,901.5	
		(20) 病院線2	4,047.5	
(21) 延利線		2,565.0		
(22) 久美浜線		4,010.0		
(23) 福知山線3		6,419.5		
(24) 丹後峰山線		5,421.0		
小計	72,211			
合 計			129,132	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域幹線系統用)

30年度

事業者名 奈良交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	業 業		業 業		業 業	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,556,970千円	9,792,909千円	72,897千円	69,058千円	8,629,867千円	9,861,967千円
	営業損益 Δ1,235,939千円	営業外損益 3,839千円			経常損益 Δ1,232,100千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 19,515,190.9				経常収支率	87.50 %

基準期間の前年度の 損益状況	業 業		業 業		業 業	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,377,347千円	9,343,778千円	74,049千円	76,252千円	8,451,396千円	9,420,030千円
	営業損益 Δ966,431千円	営業外損益 Δ2,203千円			経常損益 Δ968,634千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 19,300,723.4				経常収支率	89.71 %

基準期間の前々年度の 損益状況	業 業		業 業		業 業	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,645,392千円	9,498,002千円	84,741千円	81,450千円	8,730,133千円	9,579,452千円
	営業損益 Δ852,610千円	営業外損益 3,291千円			経常損益 Δ849,319千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')	km 19,629,291.4				経常収支率	91.13 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ+ハ'=c
京阪神	488円.01銭	488円.06銭	505円.34銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=d	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない 額	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
京阪神	493円.80銭	463円.50銭	463円.50銭	442円.21銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行回数 (回)	計画平均乗車密度 (人)	計画乗車密度 (人)	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程の比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との競合 比率 ル÷チ	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線との 競合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷チ=エ	
																		①=カ コ内
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	小杉	365日	4,721.5回 (12.9)	2.6	33.5人	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km
合計			1系統								往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外 乗入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ) ÷チ=ア)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の額:カ ヘ×ワ	補助対象 経常費用の 見込額 (d+e+f)÷3=ジ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=ク	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	クはレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ			
							基準期間の前々年度 経常収益 キ	基準期間の前々年度 実車走行キロ ク	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 キ'÷ク'=d	基準期間 経常収益 キ	基準期間 実車走行キロ ク	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 キ''÷ク''=e					経常収益 キ	実車走行キロ ク	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 キ'''÷ク'''=f
京阪神	第1号		%	182,032.3 km	70,466,971円	174,797.9銭	28,207,083円	152,000.1 km	185円.57銭	26,576,818円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.96銭	26,573,726円	43,893,245円	31,710,136円	31,710,136円
合計			%	182,032.3 km	70,466,971円	174,797.9銭	28,207,083円	152,000.1 km	185円.57銭	26,576,818円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.96銭	26,573,726円	43,893,245円	31,710,136円	31,710,136円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外 乗入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ) ÷チ=ア)	計画平均乗車密度 が5人 未満の場合 が5人 未満の場合	補助対象経 常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ニ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫 補助額を控除した 額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合				「その他の者」の具体的 概要			
									都道府県 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	事業者自己負担 負担割合				
京阪神	第1号		%	14,748,900円	14,748.900円	7,374.450円	48,499,823円	41,125,823円	7,374,000円	17.9 %	31,677,961円	77.0 %	0円	0.0 %	2,073,862円	5.1 %
合計			%	14,748,900円	14,748.900円	7,374.450円	48,499,823円	41,125,823円	7,374,000円	17.9 %	31,677,961円	77.0 %	0円	0.0 %	2,073,862円	5.1 %

- 記載要領
 - 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の基準期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と指定している事業者とにおいて、補助対象期間の広狭差を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の平均実車走行キロは、年度末(12月31日)の日末実車走行キロを、年度末(12月31日)の日末実車走行キロと見做すこととする。また、この平均実車走行キロは、年度末(12月31日)の日末実車走行キロを、年度末(12月31日)の日末実車走行キロと見做すこととする。
 - 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税率増徴を控除した額を記載すること。
 - 補助ブロック名は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じた方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数を記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」は、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線とあって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内(系統キロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみを記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の場合」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみを記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の場合」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の場合のみを記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画乗車密度が5人未満の場合(輸送回数(輸送回数)÷(計画平均乗車密度×(計画平均乗車密度が5人未満の場合)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して算出した金額(ウ)の比率を乗じて算出した金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)すること。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、単位ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- 添付書類
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る第1号〜5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1〜5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

32年度

事業者名 奈良交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) ¹⁾ の損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,556,970千円	9,792,909千円	72,897千円	69,058千円
	△1,235,939千円		3,839千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 19,515,190.9			
	経常収益(イ)		8,451,396千円	
	経常費用(ロ)		9,420,030千円	
	経常損益		△1,232,100千円	
	経常収支率		87.50%	

基準期間の前年度の 損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,377,347千円	9,343,778千円	74,049千円	76,252千円
	△966,431千円		2,303千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 19,300,733.4			
	経常収益(イ')		8,451,396千円	
	経常費用(ロ')		9,420,030千円	
	経常損益		△968,634千円	
	経常収支率		89.71%	

基準期間の前々年度の 損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,645,392千円	9,498,092千円	84,741千円	81,450千円
	△852,610千円		3,291千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 19,629,291.4			
	経常収益(イ'')		8,730,133千円	
	経常費用(ロ'')		9,579,452千円	
	経常損益		△849,319千円	
	経常収支率		91.13%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'×ハ''÷a	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない 額	補助対象事業者の実車走行 キロ当り経常費用 (基準期間) ロ×ハ÷c
京阪神	488円.01銭	488円.06銭	488円.06銭	505円.34銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当り経常費用 (a+b+c)×3÷ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない 額	キロ当たり経常収益 イ×ハ÷ト
京阪神	493円.80銭	483円.50銭	483円.50銭	442円.21銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統		計画運行回数 (1) ①=カ コ内	計画平均乗車密度 (2) ②×③=④	計画輸送量 (3) ⑤×⑥=⑦	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競 合率	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外のキ ロ程の比率			
				起点	主な経由地					終点	オ						キ		
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	小杉	366日	4,732.5 (12.9)	回	2.6	33.5人	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km
合計		1系統																	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外 乗入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分の割合の比率 (チー(リ+ス) ÷チニ)	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			補助対象系統の 経常収益の見込 額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	又はそのうちい ずれか少ないほう の額	
						経常収益	実車走行キロ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系 統の実車走 行キロ当り 経常収益					
京阪神	第1号		%	152,386.5 km	78,631,142円	174円.79銭	28,207,083円	152,000.1 km	185円.57銭	26,576,818円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.96銭	26,633,637円	43,995,505円	31,784,013円	31,784,013円
合計				152,386.5 km	78,631,142円	174円.79銭	28,207,083円	152,000.1 km	185円.57銭	26,576,818円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.96銭	26,633,637円	43,995,505円	31,784,013円	31,784,013円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソ×ラ÷ウ	ソ×マ÷ウ'	ソ×ニ×3÷ウ'' (ソ×ニ×3÷ウ'' 計画平均乗車密度 が人 未済の路線)	ウの負担者とその負担割合											
						ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ウ-ヨ=ム	ム-ラ=ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
京阪神	第1号		31,784,013円	14,783,261円	14,783円	7,391.5円	48,612,816円	14,221,316円	7,391,000円	17.9%	0円	0%	0円	0%	33,830,316円	82.1%	
合計			31,784,013円	14,783,261円	14,783円	7,391.5円	48,612,816円	14,221,316円	7,391,000円	17.9%	0円	0%	0円	0%	33,830,316円	82.1%	

- (1) 記載事項
1. 乗入バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の決算状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況表(切り捨て)を損益状況表(切り捨て)を損益状況表(切り捨て)として記載すること。
 3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の平均乗車密度が人未済の路線については、(イ)の金額を記載し、(ロ)の金額を記載すること。なお、(イ)の金額が(ロ)の金額を上回る場合は、(イ)の金額を記載すること。
 4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 5. 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局が通知した数値によること。
 7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごと一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ1方をカッコ書きの番号とすること。
 8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は「1」を、平成29年0月0日改正第2条の規定に該当する場合は「2」を記載すること。
 9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数及び平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 10. 「計画平均乗車密度」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が90%以上の生活交通路線にあり、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 16. 「計画平均乗車密度が人未済の路線」の欄は、計画平均乗車密度が人未済の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数は切り捨て)をいう。
 17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額、(ソ')の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額(ウ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ')の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 18. 「補助対象系統の実車走行キロ当り経常費用」の欄は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり実車走行キロを平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い方を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 20. 「計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告書第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、適宜に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る第1章第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る第1章第1-5。ただし、適宜に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間前) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,313,423千円	営業外収益	13,043千円	経常収益(イ)	1,326,466千円
	営業費用	1,224,365千円	営業外費用	7,659千円	経常費用(ロ)	1,232,044千円
	営業損益	89,038千円	営業外損益	5,384千円	経常損益	94,422千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,200,329.1 km				経常収支率	107.66%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,346,108千円	営業外収益	6,007千円	経常収益(イ)	1,352,115千円
	営業費用	1,251,492千円	営業外費用	8,475千円	経常費用(ロ)	1,259,967千円
	営業損益	94,616千円	営業外損益	△ 2,468千円	経常損益	92,148千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,385,315.9 km				経常収支率	107.31%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,336,614千円	営業外収益	9,666千円	経常収益(イ)	1,346,580千円
	営業費用	1,229,557千円	営業外費用	9,757千円	経常費用(ロ)	1,239,314千円
	営業損益	107,357千円	営業外損益	△ 91千円	経常損益	107,266千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,322,448.7 km				経常収支率	108.65%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
京阪神	373円 01銭	372円 18銭	384円 97銭
北近畿	373円 01銭	372円 18銭	384円 97銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	376円 72銭	463円 50銭	376円 72銭	414円 47銭
北近畿	376円 72銭	377円 10銭	376円 72銭	414円 47銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程 オ	系統キロ 程と地域 公共交通 再編事業 を実施す る区域に おけるキロ 程との比 オ÷チ=ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗 入部分のキロ程 ヌ	他路線との 競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合率 ム÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び地 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ロ	
				起点	主な 経由地	終点												
京阪神	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	365日	3,395.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km 28.0km	往 km (平均) 復 km km	%	往 14.7km (平均) 復 14.7km 14.7km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	47.500%
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	365日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km 12.3km	往 km (平均) 復 km km	%	往 10.1km (平均) 復 9.5km 9.8km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	20.325%
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.2	15.6人	往 18.1km (平均) 復 17.5km 17.8km	往 km (平均) 復 km km	%	往 11.9km (平均) 復 11.3km 11.6km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	34.831%
北近畿	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	365日	3,395.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km 28.0km	往 km (平均) 復 km km	%	往 13.3km (平均) 復 13.3km 13.3km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	52.500%
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	365日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km 12.3km	往 km (平均) 復 km km	%	往 2.5km (平均) 復 2.5km 2.5km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	79.674%
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.2	15.6人	往 18.1km (平均) 復 17.5km 17.8km	往 km (平均) 復 km km	%	往 6.2km (平均) 復 6.2km 6.2km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	65.168%
合計			系統							往 117.4km (平均) 復 115.0km 116.2km	往 km (平均) 復 km km	%	往 58.7km (平均) 復 57.5km 58.1km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%		

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チ+リ+ヌ) ÷エ	計画実走 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 コ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-コ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はのうちの いずれか少ないほう の額 ソ					
						基準期間の前々年度					基準期間の前年度									基準期間				
						経常収益 ヤ	実走走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷エ=d	経常収益 ヤ	実走走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷エ=d	経常収益 ヤ	実走走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷エ=f	経常収益 ヤ					実走走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷エ=f			
京阪神	1		47.500 %	190,120.0 km	71,622,006 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,248,342 円	33,373,664 円	32,229,902 円	32,229,902 円					
	2		20.325 %	40,515.0 km	15,262,810 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,774,019 円	7,488,791 円	6,868,264 円	6,868,264 円					
	3		34.831 %	38,982.0 km	14,685,299 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,022,886 円	6,662,413 円	6,608,384 円	6,608,384 円					
北近畿	1		52.500 %	190,120.0 km	71,622,006 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,248,342 円	33,373,664 円	32,229,902 円	32,229,902 円					
	2		79.674 %	40,515.0 km	15,262,810 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,774,019 円	7,488,791 円	6,868,264 円	6,868,264 円					
	3		65.168 %	38,982.0 km	14,685,299 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,022,886 円	6,662,413 円	6,608,384 円	6,608,384 円					
合計			539,234.0 km	203,140,230 円		108,353,384 円	540,059.0 km		107,011,300 円	539,497.0 km		109,442,502 円	540,659.6 km		108,090,494 円	95,049,736 円	91,413,100 円	91,413,100 円						

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ソ×マ÷ワ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ソ×マ÷ワ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×ニ÷シ×行回数 ①計画運行回数 =ト	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		15,309,203 円	15,309,203 円	11,523,056 円	11,523 千円	5,761.5 千円	33,373,664 円	21,244,164 円	5,761,500 円	57.10%	4,328,596 円	42.90%	0 円	0%	881 円	0.01%	
	2		1,395,974 円	1,395,974 円	930,649 円	930 千円	465.0 千円	7,488,791 円	5,199,791 円	465,000 円	44.00%	591,048 円	55.93%	0 円	0%	809 円	0.08%	
	3		2,301,766 円	2,301,766 円		2,301 千円	1,150.5 千円	6,662,413 円	3,358,913 円	1,150,500 円	98.34%	18,811 円	1.61%	0 円	0%	631 円	0.05%	
北近畿	1		16,920,698 円	16,920,698 円	12,736,009 円	12,736 千円	6,368.0 千円	33,373,664 円	21,244,164 円	6,368,000 円	57.10%	4,785,164 円	42.90%	0 円	0%	22 円	0.00%	
	2		5,472,220 円	5,472,220 円	3,648,146 円	3,648 千円	1,824.0 千円	7,488,791 円	5,199,791 円	1,824,000 円	44.03%	2,318,472 円	55.96%	0 円	0%	409 円	0.01%	
	3		4,306,551 円	4,306,551 円		4,306 千円	2,153.0 千円	6,662,413 円	3,358,913 円	2,153,000 円	98.36%	35,209 円	1.61%	0 円	0%	727 円	0.03%	
合計		45,706,412 円	45,706,412 円	28,837,860 円	35,444 千円	17,722.0 千円	95,049,736 円	58,605,736 円	17,722,000 円			12,077,300 円			3,478 円			

※ウ欄：ム-(京阪神+北近畿)×ウ。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ワ欄：ウ欄で算出した系統全体の損失額(国庫補助額控除済み)を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に分け。

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実走走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自放第151号、自費第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には「(リ)」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助ブロック内(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実走走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数は切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)計画平均乗車密度が5人未満の路線に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除した金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実走走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,313,423 千円	営業外収益	13,043 千円	経常収益(イ)	1,326,466 千円
	営業費用	1,224,385 千円	営業外費用	7,659 千円	経常費用(ロ)	1,232,044 千円
	営業損益	89,038 千円	営業外損益	5,384 千円	経常損益	94,422 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,200,329.1 km		経常収支率		107.66 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,346,108 千円	営業外収益	6,007 千円	経常収益(イ)	1,352,115 千円
	営業費用	1,251,492 千円	営業外費用	8,475 千円	経常費用(ロ)	1,259,967 千円
	営業損益	94,616 千円	営業外損益	△ 2,468 千円	経常損益	92,148 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,385,315.9 km		経常収支率		107.31 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,336,914 千円	営業外収益	9,666 千円	経常収益(イ)	1,346,580 千円
	営業費用	1,229,557 千円	営業外費用	9,757 千円	経常費用(ロ)	1,239,314 千円
	営業損益	107,357 千円	営業外損益	△ 91 千円	経常損益	107,266 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,322,448.7 km		経常収支率		108.65 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
京阪神	373 円 01 銭	372 円 18 銭	384 円 97 銭
北近畿	373 円 01 銭	372 円 18 銭	384 円 97 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 口当たり経常費用 (a+b+c)/3 =	地域キロ口当たり 標準経常費用 ホ	キロ口当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ口当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	376 円 72 銭	463 円 50 銭	376 円 72 銭	414 円 47 銭
北近畿	376 円 72 銭	377 円 10 銭	376 円 72 銭	414 円 47 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ($\text{①} = \text{カ} \times \text{コ}$)	計画平均 乗車密度 (②)	計画 輸送量 ($\text{①} \times \text{②} = \text{③}$)	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ 程と地域 公共交通 再編事業 を実施す る区域に おけるキロ 程との比 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗 入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 競合率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び地 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チ-リ+ヌ+ル) ÷チ=ヲ									
				起点	主な 経由地	終点				往	復																
京阪神	1	八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	365 日	3,395.0 (9.3)	3.9	36.2 人	往	28.0 km (平均)	往	km (平均)	%	往	14.7 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%	47,500 96					
										復	28.0 km	復	km	km	復	14.7 km	復	km	km	復	km	km	復	km	km	%	20,325 96
										往	12.6 km (平均)	往	km (平均)	%	往	10.1 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%	34,831 96	
北近畿	2	神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	365 日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7 人	往	12.0 km (平均)	往	km (平均)	%	往	9.5 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%	52,500 96					
										復	12.0 km	復	km	km	復	9.5 km	復	km	km	復	km	km	復	km	km	%	79,674 96
										往	18.1 km (平均)	往	km (平均)	%	往	11.9 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%	65,168 96	
合計	系統	/	/	/	/	/	/	/	/	往	117.4 km (平均)	往	km (平均)	%	往	58.7 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%						
										復	115.0 km	復	km	km	復	57.5 km	復	km	km	復	km	km	復	km	km	%	
										往	17.5 km (平均)	往	km (平均)	%	往	6.2 km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	往	km (平均)	%		

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ($\frac{\text{チ}-(\text{リ}+\text{ヌ})}{\text{ニ}+\text{ム}}$)	計画実施 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ウ以下の額 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 コ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-コ	補助対象経費 の残高 カ×9/20=シ	今又はのうら いずれか少ないほう の額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ*	実車走行 キロ マ*	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ*×マ*×d	経常収益 ヤ*	実車走行 キロ マ*	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ*×マ*×e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ×マ×f					
京阪神	1	47.500 %	190,120.0 km	71,622,006 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,248,342 円	33,373,664 円	32,229,902 円	32,229,902 円	
	2	20.325 %	40,515.0 km	15,262,810 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,774,019 円	7,488,791 円	6,868,264 円	6,868,264 円	
	3	34.831 %	38,982.0 km	14,685,299 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,022,886 円	6,662,413 円	6,608,384 円	6,608,384 円	
北近畿	1	52.500 %	190,120.0 km	71,622,006 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,248,342 円	33,373,664 円	32,229,902 円	32,229,902 円	
	2	79.674 %	40,515.0 km	15,262,810 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,774,019 円	7,488,791 円	6,868,264 円	6,868,264 円	
	3	65.168 %	38,982.0 km	14,685,299 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,022,886 円	6,662,413 円	6,608,384 円	6,608,384 円	
合計			539,234.0 km	203,140,230 円		108,353,384 円	540,059.0 km		107,911,300 円	539,497.0 km		108,442,502 円	540,659.6 km		108,090,494 円	95,049,736 円	91,413,100 円	91,413,100 円	

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分及び他路線と の競合部分以外に 係るもの ソ×マ×ウ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外に係るも の ソ×メ×ウ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×ミ×ウ ソ×ミ×ウ× ①計画運行回数 ÷ ②計画運行回数	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ウ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		15,309,203 円	15,309,203 円	11,523,056 円	11,523 千円	5,761.5 千円	33,373,664 円	21,244,164 円	5,761,500 円	57.10%	4,328,596 円	42.90%	0 円	0%	881 円	0.01%	
	2		1,395,974 円	1,395,974 円	930,649 円	930 千円	465.0 千円	7,488,791 円	5,199,791 円	465,000 円	44.00%	591,048 円	55.93%	0 円	0%	809 円	0.08%	
	3		2,301,766 円	2,301,766 円		2,301 千円	1,150.5 千円	6,662,413 円	3,358,913 円	1,150,500 円	98.34%	18,811 円	1.61%	0 円	0%	631 円	0.05%	
北近畿	1		16,920,698 円	16,920,698 円	12,736,009 円	12,736 千円	6,368.0 千円	33,373,664 円	21,244,164 円	6,368,000 円	57.10%	4,785,164 円	42.90%	0 円	0%	22 円	0.00%	
	2		5,472,220 円	5,472,220 円	3,648,146 円	3,648 千円	1,824.0 千円	7,488,791 円	5,199,791 円	1,824,000 円	44.03%	2,318,472 円	55.96%	0 円	0%	408 円	0.01%	
	3		4,306,551 円	4,306,551 円		4,306 千円	2,153.0 千円	6,662,413 円	3,358,913 円	2,153,000 円	98.36%	35,209 円	1.61%	0 円	0%	727 円	0.03%	
合計		45,706,412 円	45,706,412 円	28,837,860 円	35,444 千円	17,722.0 千円	95,049,736 円	59,605,736 円	17,722,000 円			12,077,300 円			3,479 円			

※ウ欄：ム-（京阪神+北近畿ウ）。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ウメ欄：ウ欄で算出した系統全体の損失額（国庫補助額控除済み）を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に按分。

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低じり方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分以外に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分（リ）に記載すること。
12. 「他路線との競合部分以外に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ソ）の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額に、（ソ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ソ）の金額を控除した金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ソ）の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨て）。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通維持等に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^ア) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,313,423千円	営業外収益	13,043千円	経常収益(イ)	1,326,466千円
	営業費用	1,224,385千円	営業外費用	7,859千円	経常費用(ロ)	1,232,044千円
	営業損益	89,038千円	営業外損益	5,384千円	経常損益	94,422千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,200,329.1 km				経常収支率	107.66%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,346,108千円	営業外収益	6,007千円	経常収益(イ)	1,352,115千円
	営業費用	1,251,492千円	営業外費用	8,475千円	経常費用(ロ)	1,259,967千円
	営業損益	94,616千円	営業外損益	△2,468千円	経常損益	92,148千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,385,315.9 km				経常収支率	107.31%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,336,914千円	営業外収益	9,666千円	経常収益(イ)	1,346,580千円
	営業費用	1,229,557千円	営業外費用	9,757千円	経常費用(ロ)	1,239,314千円
	営業損益	107,357千円	営業外損益	△91千円	経常損益	107,266千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,322,448.7 km				経常収支率	108.65%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ+ハ=c
京阪神	373円 01銭	372円 18銭	384円 97銭
北近畿	373円 01銭	372円 18銭	384円 97銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=c	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	376円 72銭	463円 50銭	376円 72銭	414円 47銭
北近畿	376円 72銭	377円 10銭	376円 72銭	414円 47銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特別 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 (^ア)	計画平均 乗車密度 (^イ)	計画 輸送量 (^ロ)	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ 程と地域 公共交通 再編事業 を実施する 区域にお けるキロ 程との比 オ+チ=ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率 ム+チ	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チ-リ+ヌ+ ル)÷チ=ロ
				起点	主な 経由地	終点				往	復			往	復		往	復		
京阪神	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	366日	3,406.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km	往 km (平均) 復 km	%	往 14.7km (平均) 復 14.7km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	47.500%	
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366日	1,647.0 (4.6)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km	往 km (平均) 復 km	%	往 10.1km (平均) 復 9.5km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	20.325%	
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366日	1,098.0 (3.0)	5.2	15.6人	往 18.1km (平均) 復 17.5km	往 km (平均) 復 km	%	往 11.9km (平均) 復 11.3km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	34.831%	
北近畿	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	366日	3,406.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km	往 km (平均) 復 km	%	往 13.3km (平均) 復 13.3km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	52.500%	
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366日	1,647.0 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km	往 km (平均) 復 km	%	往 2.5km (平均) 復 2.5km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	79.674%	
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366日	1,098.0 (3.0)	5.2	15.6人	往 18.1km (平均) 復 17.5km	往 km (平均) 復 km	%	往 6.2km (平均) 復 6.2km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	65.168%	
合計			系統							往 117.4km (平均) 復 116.2km	往 km (平均) 復 km	%	往 58.7km (平均) 復 57.5km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%			

補助 プログラムの 名称	申請 番号	特例 措置	補助プログラム 外乗入部分、同一 補助プログラム 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チ+リ+ス) ÷エ	計画実施 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×以下の方 カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 コ	補助対象 経常費用から経常 収益を控除した額 カ-コ	補助対象 経常費用 の限度額 カ×9/10	ウ又はのうら いずれか少ないほう の額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 のキロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 のキロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 のキロ当たり経常 収益					
						ヤ	マ	ヤ÷マ=ド	ヤ	マ	ヤ÷マ=ド	ヤ	マ	ヤ÷マ=ド					
京阪神	1		47.500 %	190,736.0 km	71,854,065 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,372,269 円	33,481,796 円	32,334,329 円	32,334,329 円
	2		20.325 %	40,626.0 km	15,304,626 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,795,317 円	7,509,309 円	6,887,081 円	6,887,081 円
	3		34.831 %	39,088.8 km	14,725,532 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,044,866 円	6,680,666 円	6,626,489 円	6,626,489 円
北近畿	1		52.500 %	190,736.0 km	71,854,065 円	201 円18銭	38,666,484 円	191,080.0 km	202 円35銭	38,026,381 円	190,799.0 km	199 円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201 円91銭	38,372,269 円	33,481,796 円	32,334,329 円	32,334,329 円
	2		79.674 %	40,626.0 km	15,304,626 円	191 円88銭	7,654,886 円	40,186.5 km	190 円48銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,296.6 km	196 円74銭	7,795,317 円	7,509,309 円	6,887,081 円	6,887,081 円
	3		65.168 %	39,088.8 km	14,725,532 円	205 円81銭	7,855,322 円	38,763.0 km	202 円65銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	8,044,866 円	6,680,666 円	6,626,489 円	6,626,489 円
合計			540,901.6 km	203,768,446 円		108,353,384 円	540,059.0 km		107,011,300 円	538,497.0 km		108,442,502 円	540,659.6 km		108,424,904 円	95,343,542 円	91,695,798 円	91,695,798 円	

補助 プログラムの 名称	申請 番号	特例 措置	ソのうち補助プログラム 外乗入部分、同一 補助プログラム 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ソ×ラ÷ツ	ソのうち補助プログラム 外乗入部分及び 同一補助プログラム 都道府県外乗入 部分以外に係るもの の ソ×ミ÷リ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×ミ÷リ×運行回数 ÷①計画運行回数 ニ	補助対象 経常費用 の見込額 ナ	計画額 ナ×1/2	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヨ-ヨ	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		15,358,806 円	15,358,806 円	11,560,391 円	11,560 千円	5,780.0 千円	33,481,796 円	21,313,296 円	5,780,000 円	57.09%	4,342,634 円	42.90%	0 円	0%	1,181 円	0.01%	
	2		1,399,799 円	1,399,799 円	933,199 円	933 千円	466.5 千円	7,509,309 円	5,213,809 円	466,500 円	44.02%	592,678 円	55.93%	0 円	0%	528 円	0.05%	
	3		2,308,072 円	2,308,072 円		2,308 千円	1,154.0 千円	6,680,666 円	3,367,666 円	1,154,000 円	98.38%	18,873 円	1.61%	0 円	0%	118 円	0.01%	
北近畿	1		16,975,522 円	16,975,522 円	12,777,274 円	12,777 千円	6,388.5 千円	33,481,796 円	21,313,296 円	6,388,500 円	57.09%	4,800,668 円	42.90%	0 円	0%	312 円	0.00%	
	2		5,487,212 円	5,487,212 円	3,658,141 円	3,658 千円	1,829.0 千円	7,509,309 円	5,213,809 円	1,829,000 円	44.03%	2,324,824 円	55.97%	0 円	0%	226 円	0.01%	
	3		4,318,350 円	4,318,350 円		4,318 千円	2,159.0 千円	6,680,666 円	3,367,666 円	2,159,000 円	98.38%	35,306 円	1.61%	0 円	0%	334 円	0.02%	
合計		45,847,761 円	45,847,761 円	28,299,005 円	35,554 千円	17,777.0 千円	95,343,542 円	58,789,542 円	17,777,000 円			12,114,983 円			2,699 円			

※ウ欄：ム-（京阪神・北近畿）。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。
※ラ欄：ウ欄で算出した系統全体の損失額（国庫補助額済み）を、キロ程比率で京阪神プログラム分・北近畿プログラム分に分け。

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助プログラムの名称」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログラムを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プログラムにまたがる場合は、その比率に低ひき方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プログラム外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログラム内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログラムが異なる都道府県外乗入部分（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助プログラム内区間（系統キロ程（チ）-補助プログラム外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助プログラム都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プログラム外乗入部分及び同一補助プログラム都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プログラム外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プログラム外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨て）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協賛金等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

30年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	624,860 千円	営業外収益	572 千円	経常収益(イ)	625,432 千円
	営業費用	912,738 千円	営業外費用	△ 46 千円	経常費用(ロ)	912,692 千円
	営業損益	△ 287,878 千円	営業外損益	618 千円	経常損益	△ 287,260 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,932,169.3 km				経常収支率	68.52 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	612,666 千円	営業外収益	1,223 千円	経常収益(イ)	613,889 千円
	営業費用	923,481 千円	営業外費用	473 千円	経常費用(ロ)	923,954 千円
	営業損益	△ 310,815 千円	営業外損益	750 千円	経常損益	△ 310,065 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,912,405.7 km				経常収支率	66.44 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	571,347 千円	営業外収益	1,702 千円	経常収益(イ')	573,049 千円
	営業費用	837,478 千円	営業外費用	19 千円	経常費用(ロ')	837,497 千円
	営業損益	△ 266,131 千円	営業外損益	1,683 千円	経常損益	△ 264,448 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,900,383.8 km				経常収支率	68.42 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭
京阪神	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	465円.39銭	377円.10銭	377円.10銭	323円.69銭
京阪神	465円.39銭	463円.50銭	463円.50銭	323円.69銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行系 統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率	
				起点	主な 経由地	終点												①=カッコ 内
北近畿	1	無	園福線	拾山	園部	365 日	4,745 (13.0)	回	4.1	53.3	往 17.0km (平均) 復 17.0km	17.0km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100%
北近畿	2	無	園福線	福知山	温泉 拾山	365 日	2,555 (7.0)	回	2.8	19.6	往 34.0km 復 34.0km	34.0km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	100%
京阪神	3	無	モノヅカ	京都	立命 周山	365 日	4,731.5 (12.9)	回	7.5	96.7	往 31.6km 復 31.6km	31.6km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100%
合計			系統															

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道 府県外乗入 部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以上の額:ヨ	(d+e+f)/3 =	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか 少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ'+マ'= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ'+マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ+マ=f				
北近畿	1	無	100%	163,082.0km	61,498,222 円	280円.66銭	47,730,955 円	156,509.2km	304円.97銭	42,732,392 円	163,226.8km	261円.79銭	45,075,206 円	163,777.3km	275円.22銭	45,770,595 円	15,727,627 円	27,674,199 円	15,727,627 円
北近畿	2	無	100%	174,981.0km	65,985,335 円	164円.96銭	29,538,481 円	174,501.6km	168円.27銭	28,982,230 円	174,912.2km	165円.69銭	28,063,256 円	175,460.4km	159円.94銭	28,864,866 円	37,120,469 円	29,693,400 円	29,693,400 円
京阪神	3	無	100%	310,696.4km	144,007,781 円	401円.25銭	117,717,176 円	312,988.9km	376円.10銭	130,563,819 円	310,312.3km	420円.74銭	126,699,123 円	311,352.4km	406円.93銭	124,666,931 円	19,340,850 円	64,803,501 円	19,340,850 円
合計				648,759.4km	271,491,338 円		194,986,612 円	643,999.7km		202,278,441 円	648,451.3km		199,837,585 円	650,590.1km		199,302,392 円	72,188,946 円	122,171,100 円	64,761,877 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×ミなし運行回数 ノ①計画運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	15,727,627円	15,727,627円	12,098,174円	12,098千円	6,049.0千円	30,126,136円	24,077,136円	6,049,000円	25.12%	円	%	円	%	18,028,136円	74.87%	
北近畿	2	無	29,693,400円	29,693,400円	12,725,742円	12,725千円	6,362.5千円	52,569,541円	46,207,041円	6,362,500円	13.76%	円	%	円	%	39,344,541円	86.23%	
京阪神	3	無	19,340,850円	19,340,850円		19,340千円	9,670.0千円	19,928,066円	10,258,066円	4,835,000円	47.13%	4,835,000円	47.13%	円	%	588,066円	5.73%	
合計			64,761,877円	64,761,877円	24,823,916円	44,163千円	22,081.0千円	102,623,743円	80,542,243円	17,246,500円	21.41%	4,835,000円	6.00%			58,460,743円	72.59%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

31年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	624,860 千円	営業外収益	572 千円	経常収益(イ)	625,432 千円
	営業費用	912,738 千円	営業外費用	△ 46 千円	経常費用(ロ)	912,692 千円
	営業損益	△ 287,878 千円	営業外損益	618 千円	経常損益	△ 287,260 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,932.169.3 km				経常収支率	68.52 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	612,666 千円	営業外収益	1,223 千円	経常収益(イ)	613,889 千円
	営業費用	923,481 千円	営業外費用	473 千円	経常費用(ロ)	923,954 千円
	営業損益	△ 310,815 千円	営業外損益	750 千円	経常損益	△ 310,065 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,912.405.7 km				経常収支率	66.44 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	571,347 千円	営業外収益	1,702 千円	経常収益(イ')	573,049 千円
	営業費用	837,478 千円	営業外費用	19 千円	経常費用(ロ')	837,497 千円
	営業損益	△ 266,131 千円	営業外損益	1,683 千円	経常損益	△ 264,448 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,900,383.8 km				経常収支率	66.42 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭
京阪神	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ+ハ=ト
北近畿	465円.39銭	377円.10銭	377円.10銭	323円.69銭
京阪神	465円.39銭	463円.50銭	463円.50銭	323円.69銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特別 措置	運行系統			計画運行 回数 () ①=カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程 テ	地域公共交通再編事業 を実施する区域にお けるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率 オ÷テ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ル÷テ	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (テ-(リ+ヌ +ル))÷テ= ヲ				
			運行 系統 名	起点	主な 経由地												終点			
北近畿	1	無	無	福福線	松山	園部	365 日	4,745 (13.0)	回	4.1	53.3	往 17.0km (平均) 復 17.0km	17.0km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100%	
北近畿	2	無	無	福福線	福知山	温泉	松山	365 日	2,555 (7.0)	回	2.8	19.6	往 34.0km 復 34.0km	34.0km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	100%
京阪神	3	無	無	無	京都	立命	周山	365 日	4,331.5 (12.9)	回	7.5	96.7	往 31.6km 復 31.6km	31.6km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100%
合計			系統																	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特別 措置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道 府県外乗入 部分以外のキ ロ程の比率 (テ-(リ+ヌ +ル))÷テ= ヲ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 の	補助対象 経常費用 の見込額 (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか 少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
							経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益 ヤ'÷マ'= d	経常収益 ヤ					実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益 ヤ÷マ'= e	
北近畿	1	無	100%	163,082.0km	61,498,222 円	280円.66銭	47,730,955 円	156,509.2km	304円.97銭	42,732,392 円	163,226.8km	261円.79銭	45,075,206 円	163,777.3km	276円.22銭	45,770,595 円	15,727,627 円	27,674,199 円	15,727,627 円
北近畿	2	無	100%	174,981.0km	65,895,335 円	164円.96銭	29,538,481 円	174,501.6km	169円.27銭	28,982,230 円	174,912.2km	165円.69銭	28,063,256 円	175,460.4km	159円.94銭	28,864,866 円	37,120,469 円	29,693,400 円	29,693,400 円
京阪神	3	無	100%	310,696.4km	144,007,781 円	401円.25銭	117,717,176 円	312,988.9km	376円.10銭	130,563,819 円	310,312.3km	420円.74銭	126,699,123 円	311,352.4km	406円.93銭	124,666,931 円	19,340,850 円	64,803,501 円	19,340,850 円
合計				648,759.4km	271,491,338 円		194,986,612 円	643,989.7km		202,278,441 円	648,451.3km		199,837,585 円	650,590.1km		199,302,392 円	72,188,946 円	122,171,100 円	64,761,877 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 / ①計画運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	15,727,627円	15,727,627円	12,098,174円	12,098千円	6,049.0千円	30,126,136円	24,077,136円	6,049,000円	25.12%	円	%	円	%	16,028,136円	74.87%	
北近畿	2	無	29,693,400円	29,693,400円	12,725,742円	12,725千円	6,362.5千円	52,569,541円	46,207,041円	6,362,500円	13.76%	円	%	円	%	39,844,541円	86.23%	
京阪神	3	無	19,340,850円	19,340,850円		19,340千円	9,670.0千円	19,928,066円	10,258,066円	4,835,000円	47.13%	4,835,000円	47.13%	円	%	588,066円	5.73%	
合計			64,761,877円	64,761,877円	24,823,916円	44,163千円	22,081.0千円	102,623,743円	80,542,243円	17,246,500円	21.41%	4,835,000円	6.00%			58,460,743円	72.59%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めらるること。
- 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 補助ブロック名の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 特例措置の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 計画運行回数の欄は、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 系統キロ程の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 他路線との競合部分に係るキロ程とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画実車走行キロの欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 計画平均乗車密度が5人未満の路線の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 補助対象経費の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 計画額の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

32年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	624,860 千円	営業外収益	572 千円	経常収益(イ)	625,432 千円
	営業費用	912,738 千円	営業外費用	△ 46 千円	経常費用(ロ)	912,692 千円
	営業損益	△ 287,878 千円	営業外損益	618 千円	経常損益	△ 287,260 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,932,169.3 km				経常収支率	68.52 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	612,666 千円	営業外収益	1,223 千円	経常収益(イ)	613,889 千円
	営業費用	923,481 千円	営業外費用	473 千円	経常費用(ロ)	923,954 千円
	営業損益	△ 310,815 千円	営業外損益	750 千円	経常損益	△ 310,065 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,912,405.7 km				経常収支率	66.44 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	571,347 千円	営業外収益	1,702 千円	経常収益(イ')	573,049 千円
	営業費用	837,478 千円	営業外費用	19 千円	経常費用(ロ')	837,497 千円
	営業損益	△ 266,131 千円	営業外損益	1,683 千円	経常損益	△ 264,448 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,900,383.8 km				経常収支率	68.42 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭
京阪神	440円.69銭	483円.13銭	472円.36銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ}+\text{ハ} = \text{ト}$
北近畿	465円.39銭	377円.10銭	377円.10銭	323円.69銭
京阪神	465円.39銭	463円.50銭	463円.50銭	323円.69銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
			運行系統名	起点	主な経由地												終点			
北近畿	1	無	国福線	拾山	園部	366	日	4,758 (13.0)	回	4.1	53.3	往 17.0km (平均) 復 17.0km	17.0km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100%	
北近畿	2	無	国福線	福知山	温泉 拾山	366	日	2,582 (7.0)	回	2.8	19.6	往 34.0km 復 34.0km	34.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	100%
京阪神	3	無	東山線	京都	立命 周山	366	日	4,744.5 (12.9)	回	7.5	96.7	往 31.6km 復 31.6km	31.6km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100%
合計			系統																	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 $\text{ヘ} \times \text{ワ}$ 以下の額: $\text{d} + \text{e} + \text{f} = \text{ノ}$	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 $\text{ノ} \times \text{ワ}$ 以上の額: ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 $\text{カ} - \text{ヨ} = \text{タ}$	補助対象経常費用の限度額 $\text{カ} \times 9/20 = \text{レ}$	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	経常収益 $\text{ヤ}'$	実車走行キロ $\text{マ}'$	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ								
北近畿	1	無	100%	163,528.8km	61,866,710 円	280円.66銭	47,730,955 円	156,509.2km	304円.97銭	42,732,392 円	163,226.8km	261円.79銭	45,075,206 円	163,777.3km	275円.22銭	45,895,994 円	15,770,716 円	27,750,019 円	15,770,716 円
北近畿	2	無	100%	175,460.4km	66,166,116 円	164円.96銭	29,538,481 円	174,501.6km	169円.27銭	28,982,230 円	174,912.2km	165円.69銭	28,063,256 円	175,460.4km	159円.94銭	28,943,946 円	37,222,166 円	29,774,752 円	29,774,752 円
京阪神	3	無	100%	311,550.0km	144,403,425 円	401円.25銭	117,717,176 円	312,988.9km	376円.10銭	130,563,819 円	310,312.3km	420円.74銭	126,689,123 円	311,352.4km	406円.93銭	125,009,438 円	19,393,987 円	64,981,541 円	19,393,987 円
合計				650,539.2km	272,238,251 円		194,986,612 円	643,989.7km		202,278,441 円	648,451.3km		198,837,585 円	650,590.1km		199,849,380 円	72,386,871 円	122,506,312 円	64,939,455 円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分以外に係るも の	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツメなし運行回数 /①計画運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ウ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	15,770,716 円	15,770,716 円	12,131,320 円	12,131千円	6,065.5千円	30,208,674 円	24,143,174 円	6,065,500 円	25.12%	円	%	円	%	18,077,574 円	74.87%	
北近畿	2	無	29,774,752 円	29,774,752 円	12,760,608 円	12,760千円	6,380.0千円	52,713,567 円	46,333,567 円	6,380,000 円	13.76%	円	%	円	%	39,953,567 円	86.23%	
京阪神	3	無	19,393,987 円	19,393,987 円		19,393千円	9,696.5千円	19,982,816 円	10,286,316 円	4,848,000 円	47.13%	4,848,000 円	47.13%	円	%	590,316 円	5.73%	
合計			64,939,455 円	64,939,455 円	24,891,928 円	44,284千円	22,142.0千円	102,905,057 円	80,763,057 円	17,293,500 円	21.41%	4,848,000 円	6.00%			56,621,557 円	72.59%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自資第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めらるること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度(基準期間)の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(テ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷テュー)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ニ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ニ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ニ					
北近畿	北近畿第1号	無	48.502%	56,947.0 km	15,291,977円	141円29銭	8,113,091円	56913.6km	142円55銭	8,021,470円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	8,046,042円	7,245,935円	6,881,389円	6,881,389円
	北近畿第2号	無	100.000%	74,812.0 km	20,089,266円	168円69銭	12,892,877円	74568.5km	170円21銭	12,876,731円	76517.4km	168円28銭	12,635,528円	75412.6km	167円60銭	12,620,037円	7,469,229円	9,040,169円	7,469,229円
	北近畿第3号	無	100.000%	88,920.0 km	23,877,687円	156円32銭	12,325,103円	86647.1km	139円03銭	14,626,342円	88751.0km	164円80銭	14,899,777円	89011.1km	165円14銭	13,899,975円	9,977,712円	10,744,959円	9,977,712円
	北近畿第4号	無	100.000%	48,160.0 km	12,932,404円	156円69銭	7,593,301円	48022.4km	158円11銭	7,523,924円	48125.4km	156円33銭	7,512,618円	48263.0km	155円65銭	7,546,191円	5,386,213円	5,819,581円	5,386,213円
合計				268,839.0 km	72,191,334円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	42,112,245円	30,079,089円	32,486,098円	29,714,543円

補助ブロック名	申請番号	地域協働推進事業の特例措置の有無	ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画平均乗車密度が5人未満の路線の有無	補助対象経費	計画額	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
												都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
												負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	北近畿第1号	無	3,337,611円	3,337,611円	2,176,702円	2,176千円	1,088.千円	7,245,935円	6,157,935円	1,088,000円	17.67%	1,338,138円	1,338,138円		21.73%	3,730,769円	60.58%	1,028円	0.02%	その他の者の額は北近畿ブロックの子-タになります。
	北近畿第2号	無	7,469,229円	7,469,229円	5,211,090円	5,211千円	2,605.5千円	7,469,229円	4,863,729円	2,605,500円	53.57%	2,258,229円	1,358,765円	899,464円	46.43%				0.00%	
	北近畿第3号	無	9,977,712円	9,977,712円	7,483,284円	7,483千円	3,741.5千円	9,977,712円	6,236,212円	3,741,500円	60.00%	2,494,712円		2,494,712円	40.00%				0.00%	
	北近畿第4号	無	5,386,213円	5,386,213円	4,252,273円	4,252千円	2,126.千円	5,386,213円	3,260,213円	2,126,000円	65.21%	1,134,213円		1,134,213円	34.79%				0.00%	
合計			26,170,765円	26,170,765円	18,123,349円	18,123千円	9,561.千円	30,079,089円	20,518,089円	9,561,000円	46.60%	7,225,292円	2,896,903円	4,528,389円	35.21%	3,730,769円	18.18%	1,028円	0.01%	

※高浜線については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自策第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年0月0日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄は、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ナ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

平成31年度

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,896 千円	営業外収益	3,569 千円	経常収益(イ)	174,465 千円
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,946 千円
	営業損益	△ 119,361 千円	営業外損益	2,880 千円	経常損益	△ 116,481 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,318.9 km				経常収支率	59.96 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	167,752 千円	営業外収益	4,164 千円	経常収益(イ)	171,916 千円
	営業費用	289,392 千円	営業外費用	1,283 千円	経常費用(ロ)	290,675 千円
	営業損益	△ 121,640 千円	営業外損益	2,881 千円	経常損益	△ 118,759 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,092,438.7 km				経常収支率	59.14 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	164,568 千円	営業外収益	3,743 千円	経常収益(イ')	168,311 千円
	営業費用	291,267 千円	営業外費用	943 千円	経常費用(ロ')	292,210 千円
	営業損益	△ 126,699 千円	営業外損益	2,800 千円	経常損益	△ 123,899 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,081,317.7 km				経常収支率	57.59 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用(基準期間の前々 年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ=c
北近畿	270 円 23 銭	266 円 07 銭	269 円 31 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	268 円 53 銭	377 円 10 銭	268 円 53 銭	161 円 49 銭
北陸	268 円 53 銭	362 円 91 銭	268 円 53 銭	161 円 49 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 (回) ①=カッコ内	計画 平均 乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程			系統キロ 程と地域 公共再編 事業を 実施する 区域に おける キロ程 との 比較 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線と の競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ワ
				起点	主な 経由地	終点				チ	オ	ク				往 km (平均)	復 km (平均)	
北近畿	第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	相馬等駅前	高浜駅前	365日	1,704 (4.6)	3.3	15.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km 16.7km	往 km (平均) 復 km . km	%	往8.6km (平均) 復8.6km 8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%
	第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	365日	1,583 (4.3)	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km 23.6km	往 km (平均) 復 km . km	%	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	第3号	無	福知山線1	市民病院	石原	綾部駅前	365日	2,922 (8.0)	3.9	31.2 人	往15.2km 復15.2km 15.2km	往 km (平均) 復 km . km	%	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	第4号	無	夜久野線1	福知山駅前	牧	下夜久野駅前	365日	1,399.5 (3.9)	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km 17.2km	往 km (平均) 復 km . km	%	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
合計			系統								往72.7km 復72.7km	往 km (平均) 復 km . km	%	往8.6km (平均) 復8.6km 8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分以外のキロ程 の比率 ($\frac{ア}{ア+イ}$) + $\frac{ウ}{ウ+エ}$	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の 額:カ ($d+e+f$)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統 の経常収益の 見込額 ハ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除し た額 カーヨタ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうち いずれか少な いほうの額額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ×マ=ニ d	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ×マ=ニ e					経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の乗 車走行キ ロ当たり経 常収益 ヤ×マ=ニ f	
北近畿	北近畿 第1号	無	48.502%	56,913.6 km	15,283,009円	141円29銭	8,113,091円	56913.8km	142円55銭	8,021,470円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	8,041,323円	7,241,686円	6,877,354円	6,877,354円
	北近畿 第2号	無	100.000%	74,717.6 km	20,063,917円	168円69銭	12,692,877円	74568.5km	170円21銭	12,876,731円	76517.4km	168円28銭	12,639,528円	75412.8km	167円60銭	12,604,112円	7,459,805円	9,028,762円	7,459,805円
	北近畿 第3号	無	100.000%	88,828.8 km	23,853,197円	156円32銭	12,325,103円	88647.1km	139円03銭	14,626,342円	88751.0km	164円80銭	14,699,777円	89011.1km	165円14銭	13,885,719円	9,967,478円	10,733,938円	9,967,478円
	北近畿 第4号	無	100.000%	48,142.8 km	12,927,786円	156円69銭	7,953,301円	48022.4km	158円11銭	7,923,924円	48125.4km	156円33銭	7,542,818円	48263.0km	155円65銭	7,543,496円	5,384,290円	5,817,503円	5,384,290円
合計				268,602.8 km	72,127,909円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	円	円	円	円

補助ブ ロック名	申請 番号	地域協 働推進 事業の 特例措 置の有 無	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ=ツ	計画平均 乗車 密度が5 人未満の 路線 ツ×ミナシ 運行回数 の合計 ナ	補助対象 経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ム=ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿	北近畿 第1号	無	3,335,654円	3,335,654円	2,175,420円	2,175千円	1,087.5千円	7,241,686円	6,154,186円	1,087,500円	17.67%	1,337,532円	1,337,532円	21.73%	3,728,126円	60.58%	1,028円	0.02%	その他の者の 額は北陸ブロック のデータになり ます。	
	北近畿 第2号	無	7,459,805円	7,459,805円	5,204,515円	5,204千円	2,602.千円	7,459,805円	4,857,805円	2,602,000円	53.56%	2,255,806円	1,357,306円	898,499円	46.44%			0.00%		
	北近畿 第3号	無	9,967,478円	9,967,478円	7,475,608円	7,475千円	3,737.5千円	9,967,478円	6,229,978円	3,737,500円	59.99%	2,492,478円	2,492,478円	40.01%			0.00%			
	北近畿 第4号	無	5,384,290円	5,384,290円	4,250,755円	4,250千円	2,125.千円	5,384,290円	3,259,290円	2,125,000円	65.20%	1,134,290円	1,134,290円	34.80%			0.00%			
合計			26,147,227円	26,147,227円	16,106,304円	16,104千円	9,552.千円	30,053,259円	20,501,259円	9,552,000円	46.59%	7,280,105円	2,894,836円	4,525,267円	35.22%	3,728,126円	18.18%	1,028円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業以外の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごとに、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画の認定を受けた区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分」に係るキロ程の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
12. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に属するもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画の認定を受けた区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県位議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

平成32年度

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,896 千円	営業外収益	3,569 千円	経常収益(イ)	174,465 千円
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,946 千円
	営業損益	△ 119,361 千円	営業外損益	2,880 千円	経常損益	△ 116,481 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,318.9 km				経常収支率	59.96 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	167,752 千円	営業外収益	4,164 千円	経常収益(イ)	171,916 千円
	営業費用	289,392 千円	営業外費用	1,283 千円	経常費用(ロ)	290,675 千円
	営業損益	△ 121,640 千円	営業外損益	2,881 千円	経常損益	△ 118,759 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,092,438.7 km				経常収支率	59.14 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	164,568 千円	営業外収益	3,743 千円	経常収益(イ')	168,311 千円
	営業費用	291,267 千円	営業外費用	943 千円	経常費用(ロ')	292,210 千円
	営業損益	△ 126,699 千円	営業外損益	2,800 千円	経常損益	△ 123,899 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,081,317.7 km				経常収支率	57.59 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用(基準期間の前々 年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前年 度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ=c
北近畿	270 円 23 銭	266 円 07 銭	269 円 31 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	268 円 53 銭	377 円 10 銭	268 円 53 銭	161 円 49 銭
北陸	268 円 53 銭	362 円 91 銭	268 円 53 銭	161 円 49 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程			地域公共交通再編 事業を実施する区 域におけるキロ程 との比較	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ
				起点	主な 経由地	終点				計画運行 日数	①=カコ内	②				①×② =③	子		
北近畿	第1号	無	高浜線1	東舞鶴駅前	舞鶴駅前	高浜駅前	366日	1,707 (4.6)	回	3.3	15.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km	往 km (平均) 復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%
	第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	地頭	大江駅前	366日	1,584 (4.3)	回	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	第3号	無	福知山線1	市民病院	石原	綾部駅前	366日	2,925 (7.9)	回	3.9	30.8 人	往15.2km 復15.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
	第4号	無	夜久野線1	福知山駅前	牧	下夜久野駅前	366日	1,402.5 (3.8)	回	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%
合計			系統									往72.7km 復72.7km	往 km 復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チエ)	計画実車走行キロ	補助対象経費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はのうちのいずれか少ないほうの額
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ+マ=ニ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ+マ=ニ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ+マ=ニ				
北近畿第1号	無	48.502%	57,013.8 km	15,309,915円	141円29銭	8,113,091円	56913.6km	142円55銭	8,021,470円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	8,055,480円	7,254,435円	6,889,461円	6,889,461円
北近畿第2号	無	100.000%	74,764.8 km	20,076,591円	168円69銭	12,692,677円	74568.5km	170円21銭	12,876,731円	76517.4km	168円28銭	12,639,528円	75412.6km	167円60銭	12,612,075円	7,464,516円	9,034,465円	7,464,516円
北近畿第3号	無	100.000%	88,920.0 km	23,877,687円	156円32銭	12,225,103円	88547.1km	139円03銭	14,826,242円	89751.0km	164円90銭	14,889,777円	89011.1km	165円14銭	13,899,975円	9,977,712円	10,744,959円	9,977,712円
北近畿第4号	無	100.000%	48,246.0 km	12,955,498円	156円69銭	7,593,301円	48022.4km	158円11銭	7,523,924円	48125.4km	158円33銭	7,512,818円	48263.0km	155円65銭	7,559,666円	5,395,832円	5,829,974円	5,395,832円
合計			268,944.6 km	72,219,691円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	地域協働推進事業の特例措置の有無	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿第1号	無	3,341,526円	3,341,526円	2,179,258円	2,179千円	1,089.5千円	7,254,435円	6,164,935円	1,089,500円	17.67%	1,339,836円	1,339,836円	21.73%	3,734,571円	60.58%	1,028円	0.02%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。
北近畿第2号	無	7,464,516円	7,464,516円	5,207,801円	5,207千円	2,603.5千円	7,464,516円	4,861,016円	2,603,500円	53.56%	2,257,516円	1,358,336円	46.44%				0.00%	
北近畿第3号	無	9,977,712円	9,977,712円	7,578,009円	7,578千円	3,789.0千円	9,977,712円	6,188,712円	3,789,000円	61.22%	2,399,712円	2,399,712円	38.78%				0.00%	
北近畿第4号	無	5,395,832円	5,395,832円	4,259,867円	4,259千円	2,129.5千円	5,395,832円	3,266,332円	2,129,500円	65.20%	1,138,832円	1,138,832円	34.80%				0.00%	
合計		26,179,586円	26,179,586円	19,224,933円	19,223千円	9,612.0千円	30,092,495円	20,480,995円	9,611,500円	46.93%	7,133,896円	2,698,172円	44.32%	3,734,571円	18.23%	1,028円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
- 補助ブロック当り標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごと(同一系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること)。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を加えた金額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

30年度

事業者名	丹後海陸交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ)
	140,749千円	2,788千円	426,070千円	1,878千円	143,535千円
	△285,321千円	910千円	△284,411千円		33.54%
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,887,777.8 km				

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ)
	149,363千円	4,997千円	423,743千円	1,769千円	154,360千円
	△274,380千円	3,228千円	△271,152千円		36.27%
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,708,950.0 km				

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業費用	営業外費用	経常収益(イ)
	150,628千円	6,542千円	420,404千円	1,554千円	157,170千円
	△269,776千円	4,988千円	△264,788千円		37.24%
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,593,843.8 km				

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ×ハ'÷a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ×ハ'÷b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ×ハ÷c
北近畿	264円74銭	248円99銭	253円55銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)÷3÷d	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハート
北近畿	255円76銭	377円10銭	255円76銭	85円04銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通確保事業を実施 する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線との割合 率	補助ブロック 外乗入部分 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部 分及び他路線 との割合部分 以外のキロ程 の比率
				起点	主な 経由地					終点	オ						
北 近 畿	第1号	伊根線	上宮	上宮	伊根	365日	2377.5 (6.0)	4.1	26.6人	往 37.2Km (平均) 復 37.2Km 37.2 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%
	第2号	橋入線	上宮	橋入	365日	1842.5 (4.6)	5.0	22.5人	往 47.8Km (平均) 復 47.8Km 47.8 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第3号	紐ヶ崎線2	上宮	紐ヶ崎	365日	1460.0 (4.0)	5.1	20.4人	往 60.0Km (平均) 復 60.0Km 60.0 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第4号	方崎線2	上宮	方崎	365日	1400.0 (3.8)	4.2	15.9人	往 22.9Km (平均) 復 22.9Km 22.9 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第5号	神山線	神山	神山	365日	2190.0 (6.0)	3.0	18.0人	往 16.7Km (平均) 復 16.7Km 16.7 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第6号	間人線	神山	間人	365日	2010.0 (5.5)	2.9	15.9人	往 20.3Km (平均) 復 20.3Km 20.3 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第7号	海岸線2	神山	海岸	365日	2860.0 (7.8)	3.6	26.2人	往 37.5Km (平均) 復 37.5Km 37.5 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第8号	間人線	神山	間人	365日	1825.0 (5.0)	4.8	24.0人	往 40.8Km (平均) 復 40.8Km 40.8 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第9号	間人線	神山	間人	365日	1947.5 (5.3)	3.0	15.9人	往 32.1Km (平均) 復 32.1Km 32.1 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第10号	間人線	神山	間人	365日	1842.5 (4.6)	3.9	17.5人	往 20.3Km (平均) 復 20.3Km 20.3 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第11号	久美浜線	神山	久美浜	365日	1950.0 (5.3)	4.7	24.5人	往 23.8Km (平均) 復 23.8Km 23.8 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第12号	神山線	神山	神山	365日	1585.0 (4.3)	3.8	16.3人	往 51.0Km (平均) 復 51.0Km 51.0 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
	第13号	丹後山線	神山	丹後山	365日	1480.0 (4.0)	4.0	16.0人	往 42.9Km (平均) 復 42.9Km 42.9 km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	%	
合計	系統							往 452.4Km 復 452.4Km 452.3 km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分以外の キロ程の比率	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: (g)×ワ/3÷f	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 経常収益 の見込額 ×ワ以上の額: イ×ワ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ×ワ/20÷レ	カ又はレのうちいずれ か少ない方の値 ソ					
						基準期間の前々年度					基準期間の前年度								基準期間				
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ×マ÷d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷f	経常収益 ヤ				実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ÷g			
北 近 畿	第1号		%	178,808.0 km	45,290,414 円	85円.05銭	14,248,406 円	168,947.0 km	84円.32銭	14,760,890 円	187,892.0 km	88円.02銭	14,651,246 円	178,904.4 km	82円.82銭	15,037,521 円	30,182,893 円	26,349,186 円	20,345,188 円				
	第2号		%	183,680.0 km	41,859,216 円	85円.06銭	14,095,752 円	183,748.3 km	86円.08銭	13,855,573 円	183,906.5 km	84円.55銭	13,914,398 円	184,557.2 km	84円.55銭	13,921,430 円	27,337,786 円	18,838,647 円	18,838,647 円				
	第3号		%	174,762.0 km	44,697,129 円	63円.13銭	11,510,000 円	179,247.5 km	66円.44銭	8,665,737 円	179,079.8 km	54円.08銭	11,428,191 円	165,936.3 km	60円.87銭	11,032,728 円	33,664,403 円	20,113,708 円	20,113,708 円				
	第4号		%	81,688.0 km	15,778,811 円	128円.67銭	8,038,585 円	55,971.6 km	134円.00銭	8,071,832 円	61,826.6 km	130円.97銭	7,462,771 円	81,805.4 km	121円.08銭	7,537,138 円	7,839,673 円	7,099,564 円	7,099,564 円				
	第5号		%	70,958.0 km	18,147,708 円	104円.65銭	7,725,512 円	70,956.0 km	108円.87銭	7,538,951 円	70,956.0 km	104円.22銭	7,077,929 円	71,152.2 km	96円.47銭	7,439,737 円	10,707,989 円	8,186,467 円	8,186,467 円				
	第6号		%	81,808.0 km	20,871,500 円	84円.86銭	12,378,253 円	127,452.8 km	96円.32銭	6,481,698 円	77,476.9 km	85円.95銭	5,779,193 円	77,428.3 km	74円.83銭	6,925,088 円	13,948,664 円	9,392,197 円	9,392,197 円				
	第7号		%	200,548.5 km	51,282,284 円	61円.03銭	13,827,705 円	202,284.4 km	65円.39銭	13,639,849 円	200,198.7 km	65円.13銭	10,562,122 円	206,651.9 km	52円.58銭	12,235,475 円	39,052,809 円	23,081,527 円	23,081,527 円				
	第8号		%	149,504.0 km	38,237,143 円	79円.89銭	12,179,983 円	132,794.3 km	91円.31銭	11,630,056 円	145,865.2 km	79円.73銭	10,020,771 円	146,009.8 km	68円.63銭	11,943,875 円	26,293,288 円	17,206,714 円	17,206,714 円				
	第9号		%	124,007.5 km	31,718,158 円	89円.08銭	11,439,740 円	122,590.8 km	93円.31銭	11,265,588 円	123,932.8 km	90円.96銭	10,327,277 円	124,358.1 km	83円.05銭	11,046,589 円	20,669,569 円	14,272,271 円	14,272,271 円				
	第10号		%	88,685.5 km	17,055,483 円	103円.33銭	8,498,464 円	61,680.2 km	106円.32銭	6,303,709 円	61,377.4 km	102円.70銭	6,477,511 円	83,510.0 km	101円.99銭	6,890,613 円	10,164,870 円	7,674,967 円	7,674,967 円				
	第11号		%	92,334.0 km	23,615,340 円	93円.56銭	8,416,615 円	92,897.2 km	90円.79銭	8,597,681 円	92,147.8 km	93円.30銭	8,934,360 円	92,428.3 km	96円.68銭	8,848,616 円	14,974,727 円	10,628,904 円	10,628,904 円				
	第12号		%	180,000.0 km	40,921,727 円	131円.01銭	23,154,931 円	184,512.7 km	140円.74銭	22,351,447 円	155,572.7 km	140円.07銭	17,986,487 円	180,081.4 km	112円.23銭	20,961,666 円	19,890,061 円	18,414,777 円	18,414,777 円				
	第13号		%	126,268.0 km	32,038,543 円	53円.54銭	円	円	円	6,036,232 円	122,359.2 km	54円.23銭	8,474,137 円	122,487.5 km	52円.85銭	8,708,849 円	25,331,894 円	14,417,344 円	14,417,344 円				
合計				1,647,832.0 km	421,449,507 円		143,151,939 円	1,546,882.6 km		140,221,441 円	1,826,282.6 km		131,096,495 円	1,827,592.8 km		140,723,321 円	280,726,186 円	189,652,273 円	189,652,273 円				

補助プロジェクト名	申請番号	特別措置	ソラマツ	ソラマツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経費費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助金を控除した額	ウの負担者とその負担割合													
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合					
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
第1号	20,348,188	円	円	15,853,220	円	15,853	千円	7,828.5	千円	30,182,883	円	22,358,393	円	4,263,000	円	19.07%	100.00%	円	80.93%	円	0%	円	0%
第2号	18,838,847	円	円	円	円	18,838	千円	9,418.0	千円	27,937,788	円	18,518,788	円	8,478,500	円	45.79%	100.00%	円	54.21%	円	0%	円	0%
第3号	20,413,708	円	円	円	円	20,413	千円	10,058.5	千円	33,884,403	円	23,807,903	円	8,518,500	円	36.08%	100.00%	円	63.92%	円	0%	円	0%
第4号	7,099,584	円	円	5,604,918	円	5,604	千円	2,802.0	千円	7,839,873	円	5,837,873	円	794,500	円	14.98%	420.17%	円	85.02%	円	0%	円	0%
第5号	8,166,487	円	円	4,083,233	円	4,083	千円	2,041.5	千円	10,707,989	円	8,868,499	円	2,041,500	円	23.56%	100.00%	円	76.44%	円	0%	円	0%
第6号	9,392,197	円	円	5,123,016	円	5,123	千円	2,561.5	千円	13,946,464	円	11,384,984	円	2,561,500	円	22.50%	100.00%	円	77.50%	円	0%	円	0%
第7号	22,081,527	円	円	15,809,285	円	15,809	千円	7,904.5	千円	35,052,809	円	31,148,309	円	3,904,500	円	25.38%	100.00%	円	74.62%	円	0%	円	0%
第8号	17,206,714	円	円	13,785,371	円	13,785	千円	6,882.5	千円	28,292,288	円	19,410,788	円	8,882,500	円	35.48%	100.00%	円	64.52%	円	0%	円	0%
第9号	14,272,271	円	円	8,678,843	円	8,678	千円	4,039.0	千円	26,869,589	円	18,838,589	円	4,039,000	円	24.29%	100.00%	円	75.71%	円	0%	円	0%
第10号	7,674,987	円	円	5,116,844	円	5,116	千円	2,558.0	千円	10,464,870	円	7,608,870	円	2,698,000	円	33.83%	100.00%	円	66.17%	円	0%	円	0%
第11号	16,626,504	円	円	8,020,304	円	8,020	千円	4,010.0	千円	14,974,727	円	10,984,727	円	4,010,000	円	38.57%	100.00%	円	61.43%	円	0%	円	0%
第12号	18,414,777	円	円	12,847,518	円	12,847	千円	6,423.5	千円	19,980,061	円	13,538,561	円	5,077,500	円	37.51%	100.00%	円	62.49%	円	0%	円	0%
第13号	14,417,344	円	円	10,813,008	円	10,813	千円	5,406.5	千円	25,331,894	円	19,925,194	円	5,406,500	円	27.13%	100.00%	円	72.87%	円	0%	円	0%
合計	189,852,273	円	円	104,915,140	円	143,860	千円	71,930	千円	280,728,186	円	208,798,186	円	82,498,500	円	28.53%	100.00%	円	71.47%	円	0%	円	0%

- (1) 記載事項
- 乗車バスの収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の概決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗車バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠責第308号、自賠責第151号、自賠責第55号によると、なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税負担額を控除した額を記載すること。
 - 「補助プロジェクト」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 地域中核型担持推進経費は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に反し低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成20年6月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画の認定を受ける区域におけるキロ程」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる都道府県外乗入部分(り)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」は、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい。当該補助プロジェクト内(系統キロ程(ア)ー補助プロジェクト外乗入部分のキロ程(イ))ー同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分のキロ程(ロ)に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画の認定を受ける区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合部分」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロジェクト外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ウ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(イ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
 - 「経常収益」の欄は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百万単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 20計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)」、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)」、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る旅客報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通維持経費に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

31年度

事業名称: 丹後海陸交通株式会社						
1. 申請事業者の概要						
補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	140,749 千円	営業外収益	2,788 千円	経常収益(イ)	143,535 千円
	営業費用	428,070 千円	営業外費用	1,876 千円	経常費用(ロ)	427,946 千円
	営業損益	△ 287,321 千円	営業外損益	910 千円	経常損益	△ 284,411 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,897,777.6 km		経常収支率			33.54 %
基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	149,363 千円	営業外収益	4,987 千円	経常収益(イ)	154,380 千円
	営業費用	423,743 千円	営業外費用	1,769 千円	経常費用(ロ)	425,512 千円
	営業損益	△ 274,380 千円	営業外損益	3,228 千円	経常損益	△ 271,152 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,708,950.0 km		経常収支率			36.27 %
基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	150,628 千円	営業外収益	8,542 千円	経常収益(イ)	157,170 千円
	営業費用	420,404 千円	営業外費用	1,554 千円	経常費用(ロ)	421,858 千円
	営業損益	△ 269,776 千円	営業外損益	4,988 千円	経常損益	△ 284,788 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,593,843.8 km		経常収支率			37.24 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ヨ/キロメートル	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ/キロメートル	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (本年) ニ/キロメートル
北近畿	284円74銭	248円90銭	253円55銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度期間を指す。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (イ+ロ)/ヨ+キ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ+ハト
北近畿	255円.76銭	377円.10銭	255円.76銭	85円.04銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統	計画運行回数 (回)	計画平均乗車密度 ①	計画乗客量 ②	系統キロ程 キ	地域公共交通維持経費事業を 実施する区域におけるキロ程との比	補助対象経常費用に 対応する区域におけるキロ程との比			同一補助ブロック 経常費用外車入 部分のキロ程 ス	他路線との割合 部分に充てるキロ程 ル	他路線との割合 率 キ+リ+ス+ル マ	補助ブロック 経常費用外車入 部分及び他路線 との割合部分 以外のキロ程 の比率 キ+リ+ス+ル マ	
									リ	ス	ル					
北近畿	第1号	伊根線	上笠原 -> 三好 -> 中野橋	365	2374.5	4.1	28.8 人	往 37.9Km (平均) 復 31.2Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第2号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1842.2	5.0	21.5 人	往 47.8Km (平均) 復 47.8Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第3号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1490.0	5.1	20.4 人	往 60.0Km (平均) 復 60.0Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第4号	与那原線	与那原 -> 三好 -> 与那原	365	1395.5	4.2	15.9 人	往 22.5Km (平均) 復 22.5Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第5号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	2190.0	3.0	18.0 人	往 16.7Km (平均) 復 16.7Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第6号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	2068.5	2.9	15.9 人	往 20.3Km (平均) 復 20.3Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第7号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	2678.0	3.6	26.2 人	往 37.5Km (平均) 復 37.5Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第8号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1825.0	4.8	24.0 人	往 40.8Km (平均) 復 40.8Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第9号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1947.0	3.0	15.9 人	往 32.1Km (平均) 復 32.1Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第10号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1842.5	3.9	17.5 人	往 20.3Km (平均) 復 20.3Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第11号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1946.0	4.7	24.9 人	往 23.8Km (平均) 復 23.8Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第12号	福生線	上笠原 -> 三好 -> 福生	365	1583.0	3.8	18.3 人	往 51.1Km (平均) 復 51.0Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
	第13号	丹後山形線	三好 -> 福生 -> 上笠原	365	1460.0	4.0	18.0 人	往 42.9Km (平均) 復 42.9Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)	96	100.00 %
合計		系統						往 452.4Km 復 452.3Km		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		往 K (平均) 復 K (平均)		

補助ブロック名	申請番号	特別措置 (「キ+リ+ス+ル」) キ+リ+ス+ル	補助対象経常費用に 対応する区域における キロ程の比率 マ	補助対象 経常費用の 見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益			補助対象 経常収益 の見込額	補助対象 経常費用 の概算額	補助対象経常 費用から経常 収益を差引いた 額	タ又はシのうちいずれ か少ない方の額 ソ								
					基準期間の前々年度							基準期間の前年度	基準期間						
					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の基準期間 のキロ当たり 経常収益 ヤ'ニ'マ'ニ'ロ'ニ' マ'ニ'ロ'ニ'												
北近畿	第1号		96 %	178,587.8 千円	45,184,095 千円	85円.05銭	14,248,408 千円	188,947.0 千円	84円.32銭	14,780,890 千円	167,899.2 千円	88円.02銭	14,851,248 千円	178,904.4 千円	82円.82銭	15,018,793 千円	30,145,302 千円	20,323,842 千円	20,323,842 千円
	第2号		96 %	183,886.0 千円	41,859,216 千円	85円.06銭	14,095,752 千円	183,746.3 千円	86円.00銭	13,859,570 千円	183,596.5 千円	84円.55銭	13,914,298 千円	184,557.2 千円	84円.55銭	13,321,430 千円	21,337,708 千円	18,826,847 千円	18,826,847 千円
	第3号		96 %	174,782.0 千円	44,697,129 千円	83円.13銭	11,910,008 千円	178,247.5 千円	88円.44銭	9,885,737 千円	179,078.8 千円	54円.08銭	11,428,191 千円	185,938.3 千円	88円.87銭	11,032,728 千円	33,664,803 千円	20,113,708 千円	20,113,708 千円
	第4号		96 %	81,883.5 千円	15,771,058 千円	128円.67銭	8,038,585 千円	58,971.8 千円	134円.00銭	8,071,832 千円	61,828.6 千円	130円.97銭	7,482,771 千円	61,805.4 千円	121円.08銭	7,924,243 千円	7,838,813 千円	7,096,975 千円	7,096,975 千円
	第5号		96 %	70,956.0 千円	18,141,706 千円	104円.85銭	7,725,512 千円	70,956.0 千円	108円.87銭	7,538,951 千円	70,956.0 千円	104円.27銭	7,077,929 千円	71,152.2 千円	99円.47銭	7,439,737 千円	10,707,969 千円	8,186,467 千円	8,186,467 千円
	第6号		96 %	81,545.1 千円	20,855,974 千円	84円.86銭	12,278,253 千円	127,452.8 千円	98円.32銭	6,481,898 千円	77,476.9 千円	83円.65銭	5,779,193 千円	77,428.3 千円	74円.83銭	6,919,918 千円	13,838,056 千円	9,385,188 千円	9,385,188 千円
	第7号		96 %	200,399.3 千円	51,254,124 千円	61円.03銭	12,227,705 千円	202,264.4 千円	85円.35銭	13,098,849 千円	200,198.7 千円	65円.13銭	10,582,122 千円	200,851.9 千円	52円.58銭	12,230,370 千円	38,023,754 千円	23,084,355 千円	23,084,355 千円
	第8号		96 %	149,504.0 千円	38,237,143 千円	79円.89銭	12,125,983 千円	132,794.3 千円	91円.31銭	11,830,256 千円	145,889.2 千円	79円.73銭	10,050,771 千円	146,005.6 千円	88円.83銭	11,943,875 千円	28,283,288 千円	17,296,714 千円	17,296,714 千円
	第9号		96 %	123,975.4 千円	31,769,948 千円	89円.08銭	11,439,743 千円	122,598.8 千円	93円.31銭	11,265,588 千円	123,922.8 千円	90円.90銭	10,322,277 千円	124,350.1 千円	83円.05銭	11,043,729 千円	20,884,219 千円	14,268,576 千円	14,268,576 千円
	第10号		96 %	88,885.5 千円	17,855,483 千円	103円.33銭	6,498,484 千円	81,880.2 千円	105円.31銭	6,303,709 千円	61,371.4 千円	102円.70銭	6,477,811 千円	63,510.0 千円	101円.99銭	6,890,813 千円	10,164,870 千円	7,674,987 千円	7,674,987 千円
	第11号		96 %	92,238.4 千円	23,590,893 千円	93円.58銭	8,418,815 千円	92,897.2 千円	90円.79銭	8,597,881 千円	92,147.6 千円	93円.30銭	8,534,380 千円	92,428.3 千円	96円.86銭	8,831,870 千円	14,959,223 千円	10,815,501 千円	10,815,501 千円
	第12号		96 %	158,798.1 千円	40,869,862 千円	131円.01銭	23,154,831 千円	164,512.7 千円	140円.74銭	22,351,447 千円	159,572.7 千円	140円.07銭	17,968,487 千円	160,081.4 千円	112円.23銭	20,935,150 千円	19,934,812 千円	16,391,482 千円	16,391,482 千円
	第13号		96 %	125,268.0 千円	32,038,543 千円	53円.54銭				8,628,232 千円	122,359.2 千円	94円.23銭	6,474,137 千円	122,487.5 千円	92円.85銭	6,708,849 千円	25,331,894 千円	14,417,344 千円	14,417,344 千円
合計			96 %	1,647,049.1 千円	421,248,722 千円		143,151,939 千円	1,548,882.8 千円		140,221,441 千円	1,626,202.8 千円		131,096,495 千円	1,827,502.8 千円		148,649,103 千円	280,880,189 千円	185,562,186 千円	185,562,186 千円

補助 プロ ック 名	申請 番号	特 例 措置	ソのうち補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経費費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		【その他の者】の具体的な数値
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号	20,322,842	円	円	15,833,724	円	15,833 千円	7,816.5 千円	38,145,502 円	22,328,802 円	4,257,500 円	15.07%	10,071,302 円	80.93%	円	0%	円	0%	
第2号	18,838,647	円	円	円	円	18,838 千円	9,418.0 千円	27,837,788 円	18,519,788 円	8,478,200 円	45.79%	10,041,588 円	54.21%	円	0%	円	0%	
第3号	20,113,708	円	円	円	円	20,113 千円	10,056.5 千円	33,884,403 円	23,807,903 円	8,518,500 円	35.06%	15,289,403 円	64.94%	円	0%	円	0%	
第4号	7,098,975	円	円	5,802,875	円	5,802 千円	2,901.0 千円	7,838,813 円	5,835,813 円	754,900 円	14.86%	4,280,913 円	85.14%	円	0%	円	0%	
第5号	8,188,487	円	円	4,083,233	円	4,083 千円	2,041.5 千円	16,707,989 円	8,686,489 円	2,041,500 円	23.58%	6,644,989 円	76.42%	円	0%	円	0%	
第6号	8,385,188	円	円	5,119,153	円	5,119 千円	2,559.5 千円	13,938,058 円	11,378,558 円	2,559,500 円	22.50%	8,819,058 円	77.50%	円	0%	円	0%	
第7号	23,084,355	円	円	15,797,503	円	15,797 千円	7,898.5 千円	39,023,754 円	31,125,254 円	7,898,500 円	25.38%	23,226,754 円	74.62%	円	0%	円	0%	
第8号	17,208,714	円	円	13,785,371	円	13,785 千円	6,882.5 千円	28,293,288 円	19,410,788 円	6,882,500 円	35.46%	12,528,288 円	64.54%	円	0%	円	0%	
第9号	14,268,578	円	円	8,078,552	円	8,078 千円	4,039.0 千円	20,864,215 円	16,828,215 円	4,039,000 円	24.29%	12,789,215 円	75.71%	円	0%	円	0%	
第10号	7,874,987	円	円	5,118,844	円	5,118 千円	2,558.0 千円	10,184,870 円	7,806,870 円	2,558,000 円	33.83%	5,248,870 円	66.17%	円	0%	円	0%	
第11号	10,815,801	円	円	8,012,000	円	8,012 千円	4,006.0 千円	14,958,223 円	10,953,223 円	4,006,000 円	36.57%	6,947,223 円	63.43%	円	0%	円	0%	
第12号	18,391,482	円	円	12,831,288	円	12,831 千円	6,415.5 千円	19,934,812 円	13,519,312 円	5,071,500 円	37.5%	8,447,812 円	62.5%	円	0%	円	0%	
第13号	14,417,344	円	円	10,813,008	円	10,813 千円	5,406.5 千円	25,331,894 円	19,925,194 円	5,406,500 円	27.13%	14,518,694 円	72.87%	円	0%	円	0%	
合計	189,882,188	円	円	104,851,389	円	143,788 千円	71,898 千円	280,600,189 円	208,702,189 円	61,472,000 円	29.33%	149,230,189 円	70.67%	円	0%	円	0%	

- (1) 記載事項
- 乗入バス事業者の収益、乗車走行キロについては、基準バス及び定期観光バス等を除き、費用については、基準バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業者との事業を兼業している場合は、経常収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自第151号、自第35号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税込当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり経常経費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ順に番号を付すこととする。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正別表第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日自動における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)で算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分(り)に跨るキロ程を記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい。当該補助プロック内(系統キロ程(チ)ー補助プロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)で算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象期間のキロ当たり経常収益」「乗車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)で算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除いた数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ソ)の金額を加えた金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経費用の戻込額(11/20)に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の戻込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(別表第2編第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(経理書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る別表第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象期間に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る別表第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

32年度

事業者名	丹後海陸交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
140,749千円	2,786千円	143,535千円	427,946千円	
営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	
428,070千円	1,876千円	429,946千円		
営業損益	営業外損益	経常損益	経常収支率	
△287,321千円	910千円	△284,411千円	33.54%	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,687,777.8 km			

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
149,363千円	4,997千円	154,360千円	425,512千円	
営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	
423,743千円	1,769千円	425,512千円		
営業損益	営業外損益	経常損益	経常収支率	
△274,380千円	3,228千円	△271,152千円	36.27%	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,708,950.0 km			

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
150,628千円	6,542千円	157,170千円	421,958千円	
営業費用	営業外費用	経常費用(イ)	経常費用(ロ)	
420,404千円	1,554千円	421,958千円		
営業損益	営業外損益	経常損益	経常収支率	
△269,776千円	4,986千円	△264,790千円	37.24%	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,593,843.8 km			

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 「ア」×「ハ」	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 「イ」×「ハ」	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 「ロ」×「ハ」
北近畿	264円74銭	248円99銭	253円55銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (円×100)「ア」	地域キロ当たり 標準経常費用 「イ」	キロ当たり経常費用 「ロ」(「イ」×「ハ」) 「ハ」	キロ当たり経常収益 「エ」(「ロ」×「チ」) 「チ」
北近畿	255円.76銭	377円.10銭	255円.76銭	85円04銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特別 措置 の 有 無	運行 系統 名	運行系統		計画運行日数 (日)	計画平均乗車密度 (人/回)	計画輸送量 (人/回)	系統キロ程 (km)	地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外 集入部分のキロ程	同一補助ブ ロック 部分のキロ程	道路線との整合 部分に係るキロ程	道路線との整合 部分 の 比率	補助ブロック 外集入部分 の 比率	
				起点	終点												
北 近 畿	第1号		伊根線	上宮原	伊根	366日	2378.0回 (6.4)	4.1	26.2人	往 37.2km (平均) 復 37.2km 37.2km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第2号		真入線	上宮原	真入	366日	1847.0回 (4.5)	5.0	22.5人	往 47.8km (平均) 復 47.8km 47.8km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	96
	第3号		磐城線	上宮原	磐城	366日	1494.0回 (4.0)	5.1	20.4人	往 60.0km (平均) 復 60.0km 60.0km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	96
	第4号		与野線	与野	与野	366日	1402.5回 (3.8)	4.2	15.9人	往 22.5km (平均) 復 22.5km 22.5km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第5号		峰山線	峰山	峰山	366日	2196.0回 (6.0)	3.0	18.0人	往 16.7km (平均) 復 16.7km 16.7km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第6号		真入線	真入	真入	366日	2011.5回 (5.4)	2.9	15.6人	往 20.3km (平均) 復 20.3km 20.3km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	96
	第7号		真入線	真入	真入	366日	2620.0回 (7.3)	3.6	26.2人	往 37.5km (平均) 復 37.5km 37.5km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第8号		真入線	真入	真入	366日	1830.0回 (5.0)	4.8	24.0人	往 40.8km (平均) 復 40.8km 40.8km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第9号		真入線	真入	真入	366日	1951.5回 (5.3)	3.0	15.9人	往 32.1km (平均) 復 32.1km 32.1km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第10号		真入線	真入	真入	366日	1847.0回 (4.5)	3.9	17.5人	往 28.8km (平均) 復 28.8km 28.8km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第11号		真入線	真入	真入	366日	1950.0回 (5.3)	4.7	24.9人	往 23.8km (平均) 復 23.8km 23.8km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第12号		真入線	真入	真入	366日	1584.0回 (4.3)	3.8	16.3人	往 51.1km (平均) 復 51.0km 51.0km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
	第13号		真入線	真入	真入	366日	1464.0回 (4.0)	4.0	16.0人	往 42.9km (平均) 復 42.9km 42.9km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	%	100.00
合計		系統							往 452.4km 復 452.3km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特別 措置 の 有 無	補助ブロック外集 入部分及び同一補 助ブロック幹線系 統外集入部分以外 のキロ程の比率	計画実車走行キ ロ	補助対象 経常費用 の元込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常費用 の元込額	補助対象経 常費用から経 常収益を控除した 額	補助対象経 常収益の 限度値	タ又はのうに いれ か 少 い は う の 種 類				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 「ア」	実車走行 キロ 「マ」	経常収益 「イ」	実車走行 キロ 「ム」	経常収益 「ロ」	実車走行 キロ 「メ」								
北 近 畿	第1号		%	176,704.2 km	45,193,888 円	85円.05銭	14,246,408 円	188,947.0 km	84円.32銭	14,788,690 円	187,692.2 km	88円.02銭	14,851,246 円	176,904.4 km	82円.82銭	16,028,693 円	30,165,178 円	20,327,239 円	20,327,239 円
	第2号		%	164,114.4 km	41,973,898 円	85円.06銭	14,095,752 円	163,746.3 km	88円.06銭	13,858,570 円	163,905.5 km	84円.55銭	12,914,398 円	164,572.2 km	84円.55銭	13,955,571 円	28,014,327 円	18,888,254 円	18,888,254 円
	第3号		%	175,240.8 km	44,819,587 円	63円.13銭	11,910,068 円	178,247.5 km	66円.44銭	9,865,737 円	179,079.8 km	54円.08銭	11,428,191 円	165,936.3 km	68円.87銭	11,042,952 円	33,756,635 円	20,168,814 円	20,168,814 円
	第4号		%	61,784.9 km	15,804,863 円	128円.67銭	8,098,585 円	59,971.8 km	134円.00銭	8,071,832 円	61,828.6 km	130円.97銭	7,482,771 円	61,805.4 km	121円.06銭	7,951,150 円	7,853,513 円	7,112,098 円	7,112,098 円
	第5号		%	71,150.4 km	18,197,428 円	104円.85銭	7,725,512 円	70,956.0 km	108円.87銭	7,536,951 円	70,356.0 km	106円.22銭	7,077,929 円	71,152.2 km	99円.47銭	7,480,120 円	10,737,306 円	8,188,841 円	8,188,841 円
	第6号		%	81,668.9 km	20,887,126 円	84円.86銭	12,276,253 円	127,452.8 km	96円.32銭	6,481,696 円	71,476.9 km	83円.85銭	5,776,193 円	77,426.3 km	74円.83銭	6,936,254 円	13,956,872 円	9,399,208 円	9,399,208 円
	第7号		%	200,899.4 km	51,330,878 円	61円.03銭	13,227,705 円	202,264.4 km	65円.93銭	13,036,849 円	206,188.7 km	65円.13銭	10,962,122 円	200,851.9 km	62円.58銭	12,248,685 円	35,082,193 円	23,098,895 円	23,098,895 円
	第8号		%	149,913.6 km	38,341,902 円	79円.89銭	12,125,963 円	132,794.3 km	91円.31銭	11,630,258 円	145,689.2 km	79円.73銭	10,020,771 円	146,005.6 km	68円.63銭	11,978,598 円	26,365,304 円	17,253,855 円	17,253,855 円
	第9号		%	124,261.5 km	31,761,121 円	89円.08銭	11,439,743 円	122,598.8 km	93円.31銭	11,265,588 円	123,832.8 km	90円.90銭	10,327,277 円	124,350.1 km	83円.05銭	11,068,215 円	20,711,906 円	14,301,504 円	14,301,504 円
	第10号		%	68,682.2 km	17,102,210 円	103円.33銭	6,488,464 円	61,680.2 km	105円.32銭	8,302,709 円	61,377.4 km	102円.70銭	6,477,611 円	63,510.0 km	101円.89銭	6,903,492 円	10,192,718 円	7,995,994 円	7,995,994 円
	第11号		%	92,331.6 km	23,614,730 円	93円.58銭	8,416,615 円	92,697.2 km	90円.79銭	8,597,891 円	92,147.8 km	93円.30銭	8,534,360 円	92,426.3 km	98円.88銭	8,640,392 円	14,974,338 円	10,626,828 円	10,626,828 円
	第12号		%	159,688.2 km	40,895,963 円	131円.01銭	23,154,831 円	164,612.7 km	140円.74銭	22,351,447 円	159,572.7 km	140円.07銭	17,968,487 円	160,061.4 km	112円.23銭	20,948,204 円	19,947,299 円	18,403,003 円	18,403,003 円
	第13号		%	125,611.2 km	32,126,320 円	53円.54銭	円	円	円	6,636,232 円	122,399.2 km	54円.23銭	6,474,137 円	122,487.5 km	97円.85銭	6,725,224 円	25,401,096 円	14,456,844 円	14,456,844 円
合計				1,650,855.3 km	422,089,290 円		143,151,939 円	1,548,882.8 km		140,221,441 円	1,626,202.6 km		131,086,495 円	1,627,502.8 km		140,910,610 円	281,158,880 円	169,931,175 円	169,931,175 円

補助 ブロック 名	申請 番号	特 例 措置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府 県外乗入部分及び他路線と の競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック都道府 県外乗入部分及び他路線と の競合部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除した 額	ウの負担者とその負担割合					「その他の者」 の具体的な 概要					
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合	負担額	負担割合		
北 近 畿	第1号		26,337,239 円	円	15,888,487 円	15,888 千円	7,944 千円	30,185,173 円	22,221,173 円	4,327,000 円	15.47%	17,894,173 円	80.53%	円	0%	円	0%			
	第2号		18,888,254 円	円	円	円	18,888 千円	9,444 千円	28,014,327 円	18,570,327 円	8,502,900 円	45.79%	10,071,427 円	54.21%	円	0%	円	0%		
	第3号		20,188,814 円	円	円	円	20,188 千円	10,084 千円	33,758,835 円	23,872,835 円	8,542,000 円	36.08%	15,330,835 円	63.92%	円	0%	円	0%		
	第4号		7,112,098 円	円	円	円	7,112 千円	3,556 千円	7,852,513 円	5,046,513 円	758,000 円	14.98%	4,298,513 円	85.02%	円	0%	円	0%		
	第5号		8,188,841 円	円	円	円	8,188 千円	4,094 千円	10,737,308 円	8,898,308 円	2,047,000 円	23.55%	6,851,308 円	76.45%	円	0%	円	0%		
	第6号		9,399,208 円	円	円	円	9,399 千円	4,699 千円	13,858,872 円	11,348,372 円	2,810,500 円	23.01%	8,537,872 円	76.99%	円	0%	円	0%		
	第7号		23,098,895 円	円	円	円	23,098 千円	11,549 千円	39,082,193 円	31,171,893 円	7,910,500 円	25.38%	23,261,393 円	74.62%	円	0%	円	0%		
	第8号		17,252,855 円	円	円	円	17,252 千円	8,626 千円	18,803,084 円	13,803 千円	8,801,500 円	35.46%	10,001,584 円	84.54%	円	0%	円	0%		
	第9号		14,301,504 円	円	円	円	14,301 千円	7,150 千円	8,095,190 円	4,047.5 千円	4,047,500 円	24.29%	4,047,500 円	75.71%	円	0%	円	0%		
	第10号		7,895,994 円	円	円	円	7,895 千円	3,947 千円	5,136,692 円	5,130 千円	2,585,000 円	33.83%	2,551,692 円	85.37%	円	0%	円	0%		
	第11号		10,828,828 円	円	円	円	10,828 千円	5,414 千円	8,020,098 円	8,020 千円	4,010,000 円	38.57%	4,010,000 円	83.43%	円	0%	円	0%		
	第12号		18,403,003 円	円	円	円	18,403 千円	9,201 千円	12,309,304 円	12,309 千円	6,154,500 円	37.51%	6,154,500 円	82.49%	円	0%	円	0%		
	第13号		14,458,844 円	円	円	円	14,458 千円	7,229 千円	10,842,833 円	10,842 千円	5,421,000 円	27.13%	5,421,000 円	72.87%	円	0%	円	0%		
合計		189,931,174 円	円	円	円	189,931 千円	94,965 千円	105,371,611 円	144,423 千円	72,211 千円	281,158,880 円	208,947,180 円	62,715,008 円	30.01%	148,442,180 円	89.99%	円	0%	円	0%

- (1) 記載要領
- 乗客/人車等の収益、乗車走行キロについては、高運バ及び定期観光バス等を除き、費用については、高運バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客/人車等の事業を兼業している場合の国庫収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり経常経費は、補助ブロックを有する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ便宜方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全運行回数(日)を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)で算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」は、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のこととし、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(テ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)で算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)で算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除いた数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、否認の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ソ)の金額から否認の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(ロ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百万単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

30年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	2 (継続2両)	1,242
	京阪京都交通株式会社	8 (新規3両、継続5両)	14,940
	西日本JR/バス株式会社	14 (新規2両、継続12両)	11,894
	京都交通株式会社	2 (継続2両)	1,638
	丹後海陸交通株式会社	11 (新規2両、継続9両)	17,245
	合計		46,959

表6 車両の取得計画の概要

31年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	621
	京阪京都交通株式会社	9 (新規2両、継続6両)	14,580
	西日本JRバス株式会社	13 (新規2両、継続11両)	11,361
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	855
	丹後海陸交通株式会社	11 (新規2両、継続9両)	16,635
	合計		44,052

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 深田交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成30年度)	申請番号	申請種別	車両の種類	車両の大きさ(m)	購入予定年月	購入者の種別 (経営、新設、リース)

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実業購入予定金額(円)*消費税を控く		特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	支払のうえの い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)
	車両価格 イ	附属品価格 ロ							
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金額控除】
 ○事業者の返却方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	しと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	リ×1/2=ネ
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	ヨ+ネ
0	0

【負担者ごとの負担割合】

補助プログラム 番号	都道府県		市区町村		負担者ごとの負担割合		事業者自己負担		その他の負担者	
	負担額	%	負担額	%	負担額	%	負担額	%	負担額	%
1	0	%		%		%	0	%		%
2		%		%		%		%		%
合計	0	%		%		%	0	%		%

* 残存価格
(円)
 ア-イ=ク
 0
 0
 0

2年目以降(平成30年度)

補助ブロック名	申請番号	確保特種名称又は区間	確保特種回数補助金 申請番号 当年度	初年度
京阪神	1	和東木津線	第1号	26
京阪神	2	和東木津線	第1号	25

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者認知額(円)	1/2.5%のうちの残存価額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	* 残存価額(円)
1	15,000,000	2,484,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,482	7	12	1,242,000	621.0	1,242,000
2	15,000,000	1,242,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,482	7	5	1,242,000	621.0	0
計	30,000,000	3,726,000	2,484,000	0	2,484,000	2,822,964	7		2,484	1,242	1,242,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数(回)	借入利率(%)		補助対象経費(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)
				元	利		
			(目)	(至)	7	7	7 × 1/2 = 3.5
計							

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	1,242
2,484	

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	事業者		市町村		負担者その他の負担者		その他の単一の負担者
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
京阪神	1	51.000	715.0	49.000	694.42	0.000	0.000	21.5
	2	51.000	715.0	49.000	694.42	0.000	0.000	21.5
合計		102.000	1,430.0	98.000	1,388.84	0.000	0.000	43.0

- (1) 記載要領
- 申請書の概要は、補助申請書第1面ごとに申請番号を記載すること。また、2年目以降は当該車両について補助申請書を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 【確保特種回数補助金】申請書の概要欄には、補助申請書第2面に記載された運行系統に係る確保特種回数補助金の申請番号を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
 - 【車両購入金融費用】の欄には、借入利率(元利均等返済方式)及び返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。また、元金均等返済方式の場合は、返済回数(元金均等返済方式)を記載すること。
- (2) 添付書類
- 補助申請書第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 補助申請書第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 確保特種回数補助金申請書の添付書類(1)7.9.10(関連)
 - 確保特種回数補助金申請書の添付書類(1)7.9.10(関連)
 - 低炭素車両のノンステップバス型で、確保特種以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 確保特種回数補助金申請書の添付書類(1)7.9.10(関連)
 - 確保特種回数補助金申請書の添付書類(1)7.9.10(関連)
 - 確保特種回数補助金申請書の添付書類(1)7.9.10(関連)

補助プログラム名	環境維持路線名称又は区間	環境維持費用国庫補助金
申請番号	申請番号	申請番号
京阪神	利根木線	第1号

【購入車両減価償却費】
 ○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業費償却額(円)	1/5以下の少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	1,242,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,492	1,242,000	5	1,242,000	821.0	0
計	15,000,000	1,242,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,492	1,242,000		1,242	821	0

【車両購入金融費用】
 ○事業費の返済方法(元利均等の元金均等)



申請番号	金融費用補助対象額(千円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	償還率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					1	7		
計								千円

【負担率とその負担割合】

補助プログラム番号	普通償却		特別償却		負担率		負担割合		負担率		負担割合	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1	821,000	65.3%	0	0%	821,000	65.3%	103,492	8.3%	924,492	73.6%	1,242,000	100%
計	821,000	65.3%	0	0%	821,000	65.3%	103,492	8.3%	924,492	73.6%	1,242,000	100%

- (1)記載事項
1. 補助対象車両は、補助対象期間中に特種車種として特種車種として記載すること。また、2年目以降は当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
 2. 当該特種車種は、補助対象期間中に特種車種として記載すること。また、2年目以降は当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
 3. 当該特種車種の償却方法は、償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 4. 車両購入の償却方法は、償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 5. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 6. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 7. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 8. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 9. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 10. リース車両については、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 11. 普通償却限度額(△償却)は、補助対象限度額(千円)に償却率を乗じた償却限度額と償却率の比較により下回る場合、償却率を乗じた償却限度額を適用することとする。
 12. 普通償却限度額(△償却)は、補助対象限度額(千円)に償却率を乗じた償却限度額と償却率の比較により下回る場合、償却率を乗じた償却限度額を適用することとする。
- ※平成24年4月1日以後に取得した車両：償却率0.10800 改定償却率:0.900

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付事業報告書等の期間)の初年度に係る普通償却自動車普通償却報告書(普通償却報告書)2項の「事業報告書(補助金交付事業報告書第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 2. 補助対象期間(補助金交付事業報告書等の期間)の初年度に係る普通償却自動車普通償却報告書(普通償却報告書)2項の「事業報告書(補助金交付事業報告書第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 3. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 4. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 5. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 6. 補助対象期間中に必要となる償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。
 7. 償却率の償却率は、償却率(償却率)※法令で認められた場合を除き、年度間の変更不可。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 30 年度)	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
	京阪神・北近畿	第1号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	57	8.9	30.1	現金
	京阪神・北近畿	第2号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	57	8.9	30.1	現金
	京阪神・北近畿	第3号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	57	8.9	30.1	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	これと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)A×0.4=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車両価格	改造費									
第1号(30-1)	16,771,000	805,000	17,576,000	15,000,000	6,000,000	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250	
第2号(30-2)	16,771,000	805,000	17,576,000	15,000,000	6,000,000	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250	
第3号(30-3)	16,771,000	805,000	17,576,000	15,000,000	6,000,000	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250	
計			52,728,000	45,000,000	18,000,000	21,091,197	18,000,000		13,500	6,750	

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナツ	ヨナネ
13,500	6,750

補助ブロック名	負担者とその負担割合			
	初年度		市区町村	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神・北近畿	2,250,000	50.0%		
	2,250,000	50.0%		
	2,250,000	50.0%		
合計	6,750,000	50.0%		

申請番号	負担者とその負担割合			
	事業者自己負担		その他の者	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1				
2				
3				
合計				

* 残存価格(円)	A-カナツ
	10,500,000
	10,500,000
	10,500,000
	31,500,000

2年目以降(平成 30 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第4号(26-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	26
京阪神・北近畿	第5号(26-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	26
京阪神・北近畿	第6号(29-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第7号(29-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第8号(29-3)	八田線1	第1号	29

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法/定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=イ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) の額=ロ	普通償却限度額 (円) (定率法) イ×(0.5 ^{年数-1})=A (定額法)イ×0.2=A	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) A+ウ=B	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象総費 ク×ヤ÷12(月)×マ (最終年度)ク×マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) 7-マ=フ
第4号(26-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,074,968	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第5号(26-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,074,968	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第6号(29-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,616,920	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0 千円	6,300,000
第7号(29-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,616,920	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0 千円	6,300,000
第8号(29-3)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	5,352,480	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0 千円	6,300,000
計	75,000,000	35,280,000	16,380,000	0	16,380,000	18,736,256	16,380,000		16,380 千円	8,190 千円	18,900,000

【車両購入金融費用】
 ○事業主の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の範囲内=□	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					1	7	7 × 1/2 = 3.5	0.0
								0.0
								0.0
計								0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
16,380	8,190

【所要経費(30年度別合計)】

29,880,000 円	14,940,000 円
--------------	--------------

補助プログラム名	申請番号				負担者とその負担割合				その他の者の負担割合	その他の者の負担割合		
	市町村		事業者自己負担		市町村		事業者自己負担				負担割合	負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
京阪神・北近畿	1	945,000 円	50.0 %									
	2	945,000 円	50.0 %									
	3	2,100,000 円	50.0 %									
	4	2,100,000 円	50.0 %									
	5	2,100,000 円	50.0 %									
合計		8,190,000 円	50.0 %									

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 申請番号Jの欄には、補助申請車両を記号した運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。なお、初年度については、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 車両の種類の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)を記載すること。
- 乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さの欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の償還期間には、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については、償還期間に係る償還表を提出すること。また、初年度については、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 【車両購入金融費用】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載すること。なお、初年度については、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 実費購入費については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費等それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両については、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償還限度額】の欄は、平成24年4月1日以後に取得される減価償却資産で、定率法による償却される減価償却資産に適用される償却率(0.4(定率法)の償却率)については、0.4(定率法)の償却率に適用される償却率(0.4)若しくは0.5のどちらかを償却できるものとする。
- 【普通償還限度額】の欄は、補助対象限度額(△欄)に償却率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額(△欄)とする。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(△欄)に償却率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償還限度額(△欄)とする。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、履帯仕様以外の車両については、補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 自動車登録事項等証明書の写し
- バス車両の主要部分の写し
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)	補助プロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費申請補助金 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
	京阪神・北近畿	第1号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	57	8.9	31.1	現金
	京阪神・北近畿	第2号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ スロープ付き	57	8.9	31.1	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		事業購入予定費金 額から償却額を 控除した額(円)	これと限度額のうち少 ない方の額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) $\times 0.4 = \text{ト}$ (定額法) $\times 0.2 = \text{ト}$	特別償却額(円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 $\text{ヲ} \times \text{ワ} = \text{12(月)} = \text{ホ}$	計画額 (千円) $\text{カ} \times \text{1/2} = \text{コ}$	*残存価格 (円) ヘ-カ-タ
	車両価格 イ	改造費 ハ										
第1号(31-1)	16,771,000	805,000	17,576,000	15,000,000	6,000,000	0	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
第2号(31-2)	16,771,000	805,000	17,576,000	15,000,000	6,000,000	0	7,030,399	6,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
計			35,152,000	30,000,000	12,000,000	0	14,060,798	12,000,000		9,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 のうち低い方の率(%)	計画額(千円) $\text{ク} \times \text{1/2} = \text{ケ}$
					0.0
					0.0
					0.0
計					0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ-ツ	計画額(千円) コ+ケ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

申請 番号	新設路線		市町村		負担者とその負担割合		「その他の車両」 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1	2,250,000	50.0%						
2	2,250,000	50.0%						
合計	4,500,000	50.0%						

2年目以降(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持特許路線名称又は区間	確保維持特許国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第3号(29-1)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第4号(29-2)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第5号(29-3)	八田線1	第1号	29
京阪神・北近畿	第6号(30-1)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号	30
京阪神・北近畿	第7号(30-2)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号	30
京阪神・北近畿	第8号(30-3)	八田線1、神吉線1、原、神吉線1	第1号～第3号	30

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度7/2年目のみ 分の額=+	普通償却限度額 (円) (定率法) $5 \times (0.5 \times 0.6) = 4$ (定額法) $1 \times 0.2 = 4$	特別償却額(円) 0	償却限度額(円) $4 + 0 = 4$	事業者償却額 (円) 0	とのおうち少ない方の額(円) 0	償却期間(月) 4	補助対象経費 $4 \times 12(\text{月}) = 48$ (最終年度) $4 = 4$	計画額(千円) $4 \times 1/2 = 2$	* 残存価格 (円) $4 - 2 = 2$
第3号(29-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,770,152	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第4号(29-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,770,152	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第5号(29-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,211,488	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第6号(30-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第7号(30-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第8号(30-3)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	90,000,000	50,400,000	20,160,000	0	20,160,000	23,515,632	20,160,000		20,160	10,080	30,240,000

【車両購入金融費用】
○事業報告の添付方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの種類以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2=ナ
			(自)	(至)				
					1		7	0.0
								0.0
								0.0
計								0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+ナ
20,160	10,080

【所要経費(31年度別合計)】

29,160,000 円	14,580,000 円
--------------	--------------

申請番号	補助ブロック名	都道府県		市区町村		事業者自己負担		その他の者		その他の者の 具体的概要
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
		%	円	%	円	%	円	%	円	
1	京阪神・北近畿	50.0	1,260,000	50.0	1,260,000					
2		50.0	1,260,000	50.0	1,260,000					
3		50.0	1,260,000	50.0	1,260,000					
4		50.0	2,100,000	50.0	2,100,000					
5		50.0	2,100,000	50.0	2,100,000					
6		50.0	2,100,000	50.0	2,100,000					
合計		50.0	10,080,000	50.0	10,080,000					

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
(初年度にバス運行対策補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
 - 申請番号の欄には、補助申請車両を記した運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)を記載すること。
 - 乗車定員」の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 - 車両の長さ」の欄は、小數点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 車両購入金融費用」の欄は、実借入利率を算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
 - 車両購入金融費用」の欄は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還率を提出すること。なお、初年度については償還率の提出は不要とする。また、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - 実費購入費」の欄は、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費等それぞれ区分した証書書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
 - 普通償還制限率」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産に適用される償還率や、平成24年4月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償還率については、0.4(定率法)の償還率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得された減価償却資産に適用される償還率や、平成24年4月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償還率については、0.4(定率法)の償還率を適用すること。0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。
 - 普通償還制限率」の欄は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償還率との比較により下回る場合、残存価格(リ欄)に改定償還率を乗じた償還率(ハ欄)とを比較し、普通償還率(ナ欄)は計算式により前年度と同額とする。
なお、改定償還率を乗じた償還率を普通償還率とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償還率(ナ欄)は計算式により前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率:0.06249 改定償還率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率:0.10800 改定償還率:0.500
※3. 上記1.に記載した特別の償還率を適用する場合は、それに応じた保証率を適用すること。
※4. 上記1.に記載した特別の償還率を適用する場合は、それに応じた保証率を適用すること。
 - 自家用有償旅客運送の場合、普通償還率(ナ欄)は0.333(定率法)もしくは0.167(定額法)の償還率を適用すること。(前年度6年の償還率、保証率、改定償還率とすること。)
 - 特別の償還率、改定償還率の取扱いは11.及び12.の規定を準用する。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書1(補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 補助対象車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
 - 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
 - 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
 - 自動車登録事項等証明書等の写し
 - バス車両の主要部分の写し
 - 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)	申請番号	申請書番号	確保維持路線名称又は区間	車面の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
			阪京線持車国庫補助金 申請番号					

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実額購入予定車(円) * 消費税を除外		特別償却額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) × 0.4 = (定額法) × 0.2 =	事業者償却額 (円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7 × 7 ÷ 12 (月) ÷ 6	計画額 (千円)	* 残存価格 (円) へ - カ = ナ
	車両価格	附属品価格								
	イ	ロ	ハ	ニ - 1円 = ホ	チ	ト + ナ = ス	7	0円	0	0
								0円	0	0
計				0	0	0		0千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	しと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	ツ	ツ × 1/2 = ネ
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ + ツ	三十ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

申請番号	補助ブロック名		市区町村		負担者ごとの負担割合		その他の者		事業者自己負担		【その他の項】 具体的な概要
	申請番号	補助ブロック名	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		京阪神・北近畿	0円	%	0円	%	0円	%	0円	%	
		合計	0円	%	0円	%	0円	%	0円	%	

2年目以降(平成 32 年度) 計画額(千円)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	29
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	29
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田線1	第1号	29
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	31

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額 (円)	残存価額(円) 前年度より2年目のみ 別の額=ウ	普通償却年度額 (円) (定率法) $ア \times (0.50004) = A$ (定額法) $ア \times 0.2 = A$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とのおうちな い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ウ \times ア \times 12(月) = B$ (最終年度) $ウ = B$	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第1号(29-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第2号(29-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第3号(29-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,408,616	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第4号(30-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0 千円	3,780,000
第5号(30-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0 千円	3,780,000
第6号(30-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000 円	1,260.0 千円	3,780,000
第7号(31-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0 千円	6,300,000
第8号(31-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0 千円	6,300,000
計	120,000,000	51,240,000	21,630,000	0	21,630,000	25,264,708	21,630,000		21,630 千円	10,815 千円	29,610,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
					エ	ア		0.0
								0.0
								0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
21,630	10,815

申請番号	補助プログラム名	新選府県		市区町村		負担者とその負担割合		その他の者		事業者自己負担		その他の者の 具体的な概要
		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		
		負担額	%	負担額	%	負担額	%	負担額	%	負担額	%	
1	京阪神・北近畿	945,000	50.0									
2		945,000	50.0									
3		945,000	50.0									
4		1,260,000	50.0									
5		1,260,000	50.0									
6		1,260,000	50.0									
7		2,100,000	50.0									
8		2,100,000	50.0									
合計		10,815,000	50.0									

【所要経費(32年度別合計)】

21,630,000 円	10,815,000 円
--------------	--------------

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請車両1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
(初年度にバス運行対策費補助金の交付を受けた車両についても同様とする。)
- 申請番号の欄には、補助申請車両を配車した運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 車両の種別の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さの欄は、小教点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 車両購入金融費用の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載すること。(補助上限:年2.5%)
- 車両購入金融費用の欄は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 車両購入費については、見積書等でも当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書に提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 車両購入費については、見積書等でも当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書に提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 車両購入費については、見積書等でも当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書に提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 普通償還限度額(△欄)は、補助対象経費(△欄)に保証率を乗じた償還限度額(△欄)と、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。但し、申請者の決算事業年度が、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後の期間内に取得される減価償却資産に適用される償却率や、平成24年3月31日以前に取得された減価償却資産に適用される償却率については、0.4若しくは0.5のどちらかを選択により償却できるものとする。なお、改正償却率を乗じた償却率を普通償還限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償還限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した車両:保証率0.06249 改正償却率:1.000
※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10900 改正償却率:0.500
※3. 上記1.1.に記載した特別の償却率を適用する場合は、それに応じた保証率等を適用すること。
※4. 自家用有償旅客運送の場合、普通償還限度額の欄は0.333(定率法)もしくは0.167(序額法)の償却率を適用すること。
- 添付書類
なお、特別の償却率、改正償却率の取扱については1.1.及び1.2.の規定を準用する。(耐用年数6年の償却率、保証率、改正償却率とすること。)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の帳簿等の写し
- 標準仕様ノンステップバスを型入した場合に、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型入、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 自動車登録事項等証明書の写し
- バス車両の主要部分の写し
- 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 30 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持国庫補助金 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、新築、リース)
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	ノンステップ スロープ付き 標準仕様	75	10.4	30 . 5	現金
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	ノンステップ スロープ付き 標準仕様	56	8.9	30 . 6	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く			乗車購入予定乗客 料額から備忘価格 を控除した額(円)	本と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A × (0.5or0.4) = B (定額法) A × 0.2 = B	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スビルのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	附属品価格	改造費											
第1号(30-1)	イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ	△	△	チ	ト+チ=ス	ル	ラ	7	7 × 7 ÷ 12(月) = カ	カ × 1/2 = コ	△
	21,285,000	1,567,720	0	22,852,719	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	5	952,196	476.0	14,047,804
第2号(30-2)	17,600,000	1,567,720	0	19,167,719	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	4	638,924	319.4	14,361,076
計	38,885,000	3,135,440	0	42,020,440	30,000,000	6,000,000	0	6,000,000	4,202,044	4,202,044		1,591千円	795	28,408,880

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	最低2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 計画額(千円)
計	△		レ	ユ	ツ × 1/2 = ネ

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	30千
1,591	795

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 名	市町村		事業者自己負担		その他の者 負担割合 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	24,950	56%	19,000	44%	
	24,950	56%	19,000	44%	
合計	39,900	56%	30,900	44%	

2年目以降(平成30年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費(国庫補助金申請番号)	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(26-1)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第2号(26-2)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第3号(26-3)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第4号(26-4)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第1号(27-1)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第2号(27-2)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第3号(27-3)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
北近畿	第4号(27-4)	圏福線	第1号・第2号	第1号・第2号
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号	第3号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) $\frac{\text{ラ}}{\text{ラ}} \times (0.5 \times 0.4) = \frac{\text{ム}}{\text{ム}}$ (定額法) $\text{ラ} \times 0.2 = \frac{\text{ム}}{\text{ム}}$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12 (\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(26-1)	15,000,000	7,307,987	3,000,000	0	3,000,000	1,876,805	1,876,805	12	1,876,805 円	988.4	5,431,182
第2号(26-2)	15,000,000	8,046,412	3,000,000	0	3,000,000	1,581,435	1,581,435	12	1,581,435 円	790.7	6,464,977
第3号(26-3)	15,000,000	8,046,412	3,000,000	0	3,000,000	1,581,435	1,581,435	12	1,581,435 円	790.7	6,464,977
第4号(26-4)	15,000,000	9,296,412	3,000,000	0	3,000,000	1,581,435	1,581,435	12	1,581,435 円	790.7	7,714,977
第1号(27-1)	15,000,000	9,407,744	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345 円	958.6	7,490,399
第2号(27-2)	15,000,000	9,407,744	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345 円	958.6	7,490,399
第3号(27-3)	15,000,000	9,407,744	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345 円	958.6	7,490,399
第4号(27-4)	15,000,000	10,807,315	3,000,000	0	3,000,000	1,622,975	1,622,975	12	1,622,975 円	811.4	9,184,340
第1号(28-1)	15,000,000	10,911,355	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170 円	1,115.0	8,681,185
第2号(28-2)	15,000,000	10,911,355	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170 円	1,115.0	8,681,185
第1号(29-1)	15,000,000	13,439,899	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122 円	936.0	11,567,777
第2号(29-2)	15,000,000	13,439,899	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122 円	936.0	11,567,777
計	180,000,000	120,430,278	36,000,000	0	36,000,000	22,200,704	22,200,704		22,200 千円	11,099	98,229,574

初年度(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持線申請補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	ノンステップ スロープ付き	75	10.4	31 . 4	現金
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	ノンステップ スロープ付き	75	10.4	31 . 4	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		乗客購入予定乗合 料額から備忘価格 を控除した額(円)	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A×(0.50or0.4)÷ B(償却年)×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 額 ア×ウ÷12(月)=カ	計画額 (千円)
	車両価格 イ	改造費 ハ										
第1号(31-1)	21,285,000	1,567,720	22,852,719	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	6	1,142,636	571.3
第2号(31-2)	21,285,000	1,567,720	22,852,719	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	6	1,142,636	571.3
計	42,570,000	3,135,440	45,705,438	30,000,000	6,000,000	0	6,000,000	4,570,544	4,570,544		2,285千円	1,142

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	借入利率(%) 年利	償還期間 (月)	補助対象経費 額	計画額(千円)
	への額以内	レ	レ	ツ	ツ×1/2=ネ
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
九十ツ	ヨナネ
2,285	1,142

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 番号	新設路線		市区町村		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
申請 番号	28.00%	円 24,94	% 24.94	円 24,94	%	円	%
申請 内容	28.00%	円 24,94	% 24.94	円 24,94	%	円	%
計	28.00%	円 24,94	% 24.94	円 24,94	%	円	%

申請番号	計画額(千円)	事業者償却額(円)	事業者自己負担(円)	計画額(千円)
第1号(31-1)	571.3	2,285,272	0	571.3
第2号(31-2)	571.3	2,285,272	0	571.3
計	1,142	4,570,544	0	1,142

申請番号	計画額(千円)	事業者償却額(円)	事業者自己負担(円)	計画額(千円)
第1号(31-1)	571.3	2,285,272	0	571.3
第2号(31-2)	571.3	2,285,272	0	571.3
計	1,142	4,570,544	0	1,142

2年目以降(平成31年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請	
		確保維持路線名称又は区間	番号
北近畿	第4号(26-4)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第1号(27-1)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第2号(27-2)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第3号(27-3)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第4号(27-4)	園福線	第1号・第2号
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第4号(26-4)	15,000,000	7,714,977	3,000,000	0	3,000,000	1,581,435	1,581,435	5	658,931	329.4	7,056,046
第1号(27-1)	15,000,000	7,490,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第2号(27-2)	15,000,000	7,490,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第3号(27-3)	15,000,000	7,490,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第4号(27-4)	15,000,000	9,184,340	3,000,000	0	3,000,000	1,622,975	1,622,975	12	1,622,975	811.4	7,561,365
第1号(28-1)	15,000,000	8,681,185	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	6,451,015
第2号(28-2)	15,000,000	8,681,185	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	6,451,015
第1号(29-1)	15,000,000	11,567,777	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	9,695,655
第2号(29-2)	15,000,000	11,567,777	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	9,695,655
第1号(30-1)	15,000,000	14,047,804	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	11,762,532
第2号(30-2)	15,000,000	14,361,076	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	12	1,916,772	958.3	12,444,304
計	165,000,000	108,277,318	33,000,000	0	33,000,000	21,363,073	21,363,073		20,440	10,219	87,836,749

2年目以降(平成32年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費(国庫補助金申請)	
			番号	年度
北近畿	第1号(27-1)	園福線	第1号・第2号	初年度
	第2号(27-2)	園福線	第1号・第2号	第1号・第2号
	第3号(27-3)	園福線	第1号・第2号	第1号・第2号
	第4号(27-4)	園福線	第1号・第2号	第1号・第2号
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	第3号
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	第3号
	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	第3号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(定率法) $\frac{\text{元}}{\text{月}} \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \Delta$ (定額法) $\Delta \times 0.2 = \Delta$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\frac{\text{元}}{\text{月}} \times \text{月} \div 12 (\text{月}) = \text{円}$ (最終年度) $\text{円} = \text{円}$	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(27-1)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,779	79.8	5,413,275
第2号(27-2)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,779	79.8	5,413,275
第3号(27-3)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,779	79.8	5,413,275
第4号(27-4)	15,000,000	7,561,365	3,000,000	0	3,000,000	1,622,975	1,622,975	4	540,992	270.4	7,020,373
第1号(28-1)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,845
第2号(28-2)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,845
第1号(29-1)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第2号(29-2)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第1号(30-1)	15,000,000	11,762,532	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	9,477,260
第2号(30-2)	15,000,000	12,444,304	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	12	1,916,772	958.3	10,527,532
第1号(31-1)	15,000,000	13,857,364	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	11,572,092
第2号(31-2)	15,000,000	13,857,364	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	11,572,092
計	180,000,000	108,495,431	36,000,000	0	36,000,000	24,352,182	24,352,182		17,997	8,997	90,497,930

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(千円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
計					1	7	7 × 1/2 = 4	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナ7	7,997
17,997	8,997

【負担者とその負担割合】

補助 種別	申請 番号	市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
非定期	000001	79,800	49.94%	0	0%	79,800	100%	
	000002	79,800	49.94%	0	0%	79,800	100%	
	000003	79,800	49.94%	0	0%	79,800	100%	
	000004	370,000	49.98%	0	0%	370,000	100%	
	000005	557,000	24.99%	0	0%	557,000	100%	
	000006	557,000	24.99%	0	0%	557,000	100%	
	000007	488,000	24.99%	0	0%	488,000	100%	
	000008	488,000	24.99%	0	0%	488,000	100%	
	000009	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000010	498,100	24.99%	0	0%	498,100	100%	
定期	000011	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000012	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000013	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000014	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000015	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000016	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000017	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000018	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000019	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
	000020	571,300	24.99%	0	0%	571,300	100%	
合計	4,329,850	26.41%	0	0%	4,329,850	100%		

(1) 記載要領

2. 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
3. 「車両の種類」の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
6. 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
7. 「計画額」の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
8. 「実費購入予定」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
9. 「リース車両」についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
10. 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。

なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 保証率0.10800 改定償却率: 0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要領第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)7.9.10(関連)
3. 標準仕様ノンステップバスを購入する場合は、認定書の写し
4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
6. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
7. 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2年目以降(平成30年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第1号(25-1)	福知山線(市民病院前～線部駅前)	北近畿第3号	25
北近畿	第1号(27-1)	高床線(東舞鶴駅前～高浜駅前)	北近畿第1号	27

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	7と0のうち低い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(25-1)	15,000,000	1,566,000	1,566,000	0	1,566,000	1,630,333	1,566,000	11	1,566,000	783.0	0
第1号(27-1)	15,000,000	3,420,000	1,710,000	0	1,710,000	1,769,895	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
計			3,276,000		3,276,000				3,276	1,638	1,710,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(千円)	償却期間(月)	今年度償却回数(回)	借入利率(%)		補助対象経費(千円)	計画額(千円)
				(自)	(至)		
				1	1	7	7 × 1/2 = 3.5
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	1,638
3,276	

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	新道南線		市役所		負担者とその負担割合		その他の者の負担割合
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
北近畿	%	783,000	%	0	%	0	%
北近畿	%	414,000	%	48.5	%	440,000	51.5
合計	%	1,197,000	%	48.5	%	440,000	51.5

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持費国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配置予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 車両の種別の欄は、バス型車両、バス型車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープ付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 乗車定員の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両購入予定額の欄は、小数点第1位(第2位以下)を切り捨てて記載すること。
- 車両購入金融費用の欄は、車両購入の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 車両購入金融費用の欄は、車両購入の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 計画額の欄は、車両ごとに見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分して証書等を提出すること。また、合計の千円未満の端数は切り捨てることとする。
- 実費購入予定額については、見積書等によるほか、リース価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分して証書等を提出すること。なお、2年目以降の車両については、見積書等により確認することとする。
- 普通償却限度額の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により下回る場合、残存価格(円)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(円)とする。なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(円)は計算式により前年度と同額とする。

※平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(1)(1)9.10(関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については補助を受ける場合における、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の集合バス事業用車両の状況見込み(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2年目以降(平成31年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費車庫補助金申請 番号	初年度
		当年度	
北近畿	第1号(27-1)	高浜線(舞鶴駅前~高浜駅前)	北近畿第1号
			27

【購入車両減価償却費】

○ 事業者の減価償却方法(定率法・定額法) ※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却限度額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ク \times \text{年数} \times 12(\text{月}) \div \text{年}$ (最終年度ク=ア)	計画額(千円)	* 残存価額 (円)
第1号(27-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000	0	1,710,000	1,769,895	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
計			1,710,000	0	1,710,000		0		1,710	855	0

【車両購入金融費用】

○ 事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)			
計				7	7		7 × 1/2 = 3.5

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+カ
1,710	855

【負担者とその負担割合】

補助ブロック申請番号	市町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		その他の者の負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	414,000	48.5%	440,000	51.6%	1,000	%	%
合計	414,000	%	440,000	%	1,000	%	%

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 確保維持費車庫補助金の申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 車両の種別(1)の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(構造仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 車両定員(2)の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積1.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 車両の長さ(3)の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨)まで記載すること。
- 車両購入金融費用(4)の補助対象経費の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 計画額(5)の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載すること。なお、初年度については身替書等の提出で足りることとする。
- 車両購入金融費用(4)は、売買契約書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費をそれぞれ区分した取壊費額を提出すること。また、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 事業者自己負担(6)については、見積書等によるほか、リース総額、附属品価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- リース車両については、リース期間に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用することとする。
- 普通償却限度額(7)の欄は、平成24年4月1日以前に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用することとする。
- 普通償却限度額(7)の欄は、補助対象限度額(7)の欄に償却率を乗じた償却額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)とする。
- 改定償却率を乗じた償却額(△欄)は、改定償却率を乗じた償却額との比較により下回る場合、償却率については、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類(11)7.9.10(別添)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要と認められる乗降設備又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43号に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗客/乗務員専用車両の状況見込(車両台数、平均乗車)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請書類の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2年目以降(平成30年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間		申請番号
		確保維持路線名称又は区間	確保維持路線名称又は区間	
北近畿	第3号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第4号(29-2)	蒲入線	第2号	29
北近畿	第5号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第6号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28
北近畿	第7号(27-1)	病院線	第9号	27
北近畿	第8号(27-2)	間人線	第6号	27
北近畿	第9号(27-3)	間人循環線	第8号	27
北近畿	第10号(26-1)	伊根線	第1号	26
北近畿	第11号(26-2)	福知山線	第12号	26

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額=+	残存価額(円) 前年度(2年目の み)の額=+	普通償却限度額 (円) (定率法) $\text{ラ} \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	特別償却額(円) ウ	償却限度額 (円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノのうち少な い方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12(\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ \times 1/2 = ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=7
第3号(29-1)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,469,675	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第4号(29-2)	15,000,000	11,500,000	4,600,000		4,600,000	5,469,675	4,600,000	12	4,600,000	2,300.0	6,900,000
第5号(28-1)	15,000,000	5,700,000	2,280,000		2,280,000	2,561,488	2,280,000	12	2,280,000	1,140.0	3,420,000
第6号(28-2)	15,000,000	5,700,000	2,280,000		2,280,000	2,561,488	2,280,000	12	2,280,000	1,140.0	3,420,000
第7号(27-1)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,982,940	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
第8号(27-2)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	2,006,508	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
第9号(27-3)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,761,756	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
第10号(26-1)	15,000,000	1,800,000	1,800,000		1,800,000	2,148,759	1,800,000	12	1,800,000	900.0	0
第11号(26-2)	15,000,000	1,800,000	1,800,000		1,800,000	2,148,759	1,800,000	12	1,800,000	900.0	0
計	135,000,000	48,260,000	22,490,000		22,490,000	26,111,048	22,490,000		22,490	11,245	25,770,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、前払、リース)
北近畿	第1号(31-1)	丹後峰山線	第13号	ノンステップ スロープ付	56	8.9	30 . 10	現金
北近畿	第2号(31-2)	福知山線	第12号	ノンステップ スロープ付	56	8.9	30 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額から購置価格を控除した額(円)	普通償却限度額 (定率法) A×(0.5or0.4)=B (定額法)A×0.2=B	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円) カ×1/2=エ	*残存価格(円) ヘ-カ=イ
	車両価格	附属品価格										
第1号(31-1)	16,800,000	1,679,898	18,479,898	6,000,000	7,391,959	6,000,000	7,391,959	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
第2号(31-2)	16,800,000	1,679,898	18,479,898	6,000,000	7,391,959	6,000,000	7,391,959	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	33,600,000	3,359,796	36,959,796	12,000,000	14,783,918	12,000,000	14,783,918	12,000,000		12,000,000 千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ツ	ツ×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	3+ネ
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的な概要
北近畿	50 %	円	50 %	円	%	円	%	
北近畿	50 %	円	50 %	円	%	円	%	
合計	50 %	円	50 %	円	%	円	%	

2年目以降(平成31年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第3号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第4号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第5号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第6号(29-2)	浦入線	第2号	29
北近畿	第7号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第8号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28
北近畿	第9号(27-1)	病院線	第9号	27
北近畿	第10号(27-2)	間人線	第6号	27
北近畿	第11号(27-3)	間人循環線	第8号	27

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	レオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額=+	前年度/2年目のみ/の額=+	(定率法) $5 \times (0.5 \text{ or } 0.4) = 4$ (定額法) $1 \times 0.2 = 4$	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ケ	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ	ラ-マ=7
第3号(30-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,469,675	3,600,000	12	3,600,000 円	1,900.0	5,400,000
第4号(30-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,469,675	3,600,000	12	3,600,000 円	1,900.0	5,400,000
第5号(29-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,281,805	2,760,000	12	2,760,000 円	1,380.0	4,140,000
第6号(29-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,281,805	2,760,000	12	2,760,000 円	1,380.0	4,140,000
第7号(28-1)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,921,116	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	1,710,000
第8号(28-2)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,921,116	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	1,710,000
第9号(27-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,860,126	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	0
第10号(27-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,860,126	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	0
第11号(27-3)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,710,000	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	0
計	135,000,000	43,770,000	21,270,000		21,270,000	26,775,444	21,270,000		21,270 千円	10,635	22,500,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工	7	7 × 1/2 = 7	
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	7+7
21,270	10,635

【負担者とその負担割合】

補助 プ ロ ジ ク 名	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要
	市町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
3	50%	900,000円	50%	900,000円	0%	0円	
4	50%	1,800,000円	50%	1,800,000円	0%	0円	
5	50%	1,380,000円	50%	1,380,000円	0%	0円	
6	50%	1,380,000円	50%	1,380,000円	0%	0円	
7	50%	865,000円	50%	865,000円	0%	0円	
8	50%	865,000円	50%	865,000円	0%	0円	
9	50%	865,000円	50%	865,000円	0%	0円	
10	50%	865,000円	50%	865,000円	0%	0円	
11	50%	865,000円	50%	865,000円	0%	0円	
合計		10,035,000円		10,035,000円		0円	

- (1) 記載要領
- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 「乗車定員」の欄は、座席数(運転席を含む)以下切捨てで記載すること。また、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「車両の長さ」の欄は、小点数第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。また、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「車両購入金融費用」の欄は、売買取引手数料、実借入利率を計上すること。(補助上限:年2.5%)
 - 「計画額」の欄は、車両ごと(0.1~0.9千円)まで記載すること。また、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「実費購入予定費」については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
 - 「普通償還限度額」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費(それぞれ区分した証憑書類を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする)。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10関連)
 - 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
 - 標準仕様ノンステップバス以外の車両については補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 低床型車両のノンステップ型は、標準仕様以外の車両については補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の状況見込(車両数、平均車齢)
 - 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車齢)
 - 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後湖陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)		確保維持費用国庫補助金申請番号		車両の種類		乗車定員(人)		車両の長さ(m)		購入等予定年月		購入等の種別	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	申請番号	車両の種類	標準	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	標準	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別	(現金、前払、リース)
北近畿	第1号(32-1)	間人循環線	第8号	ノンステップ スロープ付	標準	56	8.9	標準	56	8.9	31 . 10	現金	
北近畿	第2号(32-2)	病院線	第9号	ノンステップ スロープ付	標準	56	8.9	標準	56	8.9	31 . 10	現金	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(定率法) A × (0.5 or 0.4) = B (定額法) × 0.2 = B	特別償却額(円)	事業者償却額(円)	スビルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	改造費										
第1号(32-1)	16,800,000	1,679,898	18,479,898	15,000,000	6,000,000		7,391,959	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
第2号(32-2)	16,800,000	1,679,898	18,479,898	15,000,000	6,000,000		7,391,959	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	33,600,000	3,359,796	36,959,794	30,000,000	12,000,000		14,783,918	12,000,000		12,000,000 千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費	計画額(千円)
	▲の額以内		レ	ツ	ツ×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	3+ネ
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
1	50 %	3,000,000 円	50 %	3,000,000 円	事業者自己負担	0 %	0 円	0 %
2	50 %	3,000,000 円	50 %	3,000,000 円	事業者自己負担	0 %	0 円	0 %
合計	50 %	6,000,000 円	50 %	6,000,000 円	事業者自己負担	0 %	0 円	0 %

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第3号(31-1)	丹後峰山線	第13号	31
北近畿	第4号(31-2)	福知山線	第12号	31
北近畿	第5号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第6号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第7号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第8号(29-2)	蒲入線	第2号	29
北近畿	第9号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第10号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) 前年度7(2年目の み)の額× ラ×(0.5年×A)÷ム (定額法)7×0.2÷ム	特別償却額(円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	とちのち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク÷マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第3号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	ウ	ム+ウ=ノ	4,274,375	3,600,000	ヤ	ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク÷マ	マ×1/2=ケ	5,400,000
第4号(31-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,275,375	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第3号(30-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,687,025	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第4号(30-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,687,025	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第5号(29-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,969,083	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第6号(29-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,969,083	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第7号(28-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,921,118	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
第8号(28-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,921,118	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
計	120,000,000	40,500,000	18,252,000		18,252,000	21,704,202	18,252,000		18,252	千円	22,248,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工	7	7 × 1/2 = 7	
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ7	ケ十サ
18,252	9,126

【負担者とその負担割合】

補助申請 ロット 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
3	1,800,000 円	50 %	円	%	円	%	
4	1,800,000 円	50 %	円	%	円	%	
5	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	
6	1,080,000 円	50 %	円	%	円	%	
7	828,000 円	50 %	円	%	円	%	
8	828,000 円	50 %	円	%	円	%	
9	885,000 円	50 %	円	%	円	%	
10	885,000 円	50 %	円	%	円	%	
合計	9,126,000 円	50 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費(車両購入補助金申請番号)」の欄には、補助申請車両の記号・車種・型式・年式・登録番号・申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「車両購入金融費用」の補助対象経費の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 「車両購入金融費用」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載すること。各計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「実質購入予定額」については、見積書等によるほか、リース総額の見積書・契約書・貸借対当表等によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 「リース車両」の欄は、リース車両については、リース総額、附属品価格、改造費等によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 「普通償却限度額(△欄)」は、補助対象限度額(△欄)に原価率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
- 「改定償却率」は、補助対象普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式により前年度と同額とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 補助対象購入車両減価償却及び当該購入に係る金融費用の概算となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 後動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し。)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗客バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。